

第4編

災害時の対応

第1章 救助・救急、医療等活動

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが想定される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動を行う。

第1節 救助・救急活動

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確であることが求められる。

※ 担当【全】地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機 関 名	活 動 内 容
市消防本部 (熊毛地域は、光地区消防組合消防本部)	(1) 救助・救急活動は、消防本部が行い、消防本部は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ、迅速に調達する。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動にあたっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携して、負傷者の救護にあたる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携して、後方医療機関へ搬送する。
市	(1) 救急活動にあたっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携して、負傷者の救護にあたる。 (2) 必要に応じて、他部及び部内の協力を要請する。
県 (防災危機管理課、消防保安課、厚政課)	(1) 市（消防本部）が実施する救助・救急活動が迅速円滑に行われるよう、「現地活動連絡本部」を設置して、関係機関の情報共有、一元的活動のため連絡調整にあたる。関係機関による連携活動は「救助・救急機関連携マニュアル」を指針とする。 (2) 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。

	(3) 災害救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警 察	(1) 警察で定める計画に基づき、救出・救助活動を行う。 (2) 市、消防本部、県、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索にあたる。
徳山海上保安部	(1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。 (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。 (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 (4) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。 (5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。 (6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自衛隊	知事等からの要請を受け、消防本部、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索にあたる。

2 災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

(1) 救出を受ける者

① 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

- ア 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- イ 地滑り、崖崩れ等により生き埋めにあったような場合

② 災害のため、生死不明の状態にある者

- ア 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
- イ 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の実施期間

① 災害発生の日から 3 日以内

- ② 災害の状況により、知事に申請し、内閣総理大臣の承認を得て、救出期間を延長することができる

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

① 借上費又は購入費

船艇その他救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費

② 修繕費

救出のため使用（借上り使用含む）した機械器具の修繕費

③ 燃料費

機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索・救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

3 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

4 資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

① 医療救護班又は消防本部の救急車等により搬送するが、対応が困難な場合は、県、他市町及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

② 傷病者搬送の要請を受けた県、他市町、その他関係機関は、医療救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

③ 重症者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

区 分		要 請 先	所 在 地	電話番号
自衛隊	陸上自衛隊	第 17 普通科連隊長	山口市上宇野 784	083-922-2281
	海上自衛隊	第 31 航空群司令	岩国市三角町 2 丁目	0827-22-3181
		小月教育航空群司令	下関市王喜町松屋	0832-82-1180
		下関基地隊司令	下関市吉見永田郷 2055	0832-86-2323
	航空自衛隊	第 12 飛行教育団司令	防府市田島	0835-22-1950
		航空教育隊司令	防府市中関	0835-22-1950
徳山海上保安部			周南市那智町 3-1	0834-31-0110

④ 県内での対応が困難な場合は、必要に応じて、県から国に対し、航空医療搬送を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県（周南健康福祉センター）は、広域災害・救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。また、同様に市道の確保についても必要なことから、警察、消防本部等との情報連絡体制を確保する。

(4) 航空搬送拠点の指定

傷病者を航空輸送するための航空搬送拠点として、次のとおり指定する。

飛行場	管理者	所在地	本市からの距離	所要時間
山口宇部空港	山口県	宇部市沖宇部	68.61 km	1 時間 4 分

また、必要に応じて自衛隊に協力を求める。

航空搬送拠点内には、広域後方医療施設の傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置する。

(5) トリアージ・タッグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タッグの標準化を図る。

※参考資料 … 標準トリアージ・タッグ〔資料編 7-3〕

第 2 節 医療等活動

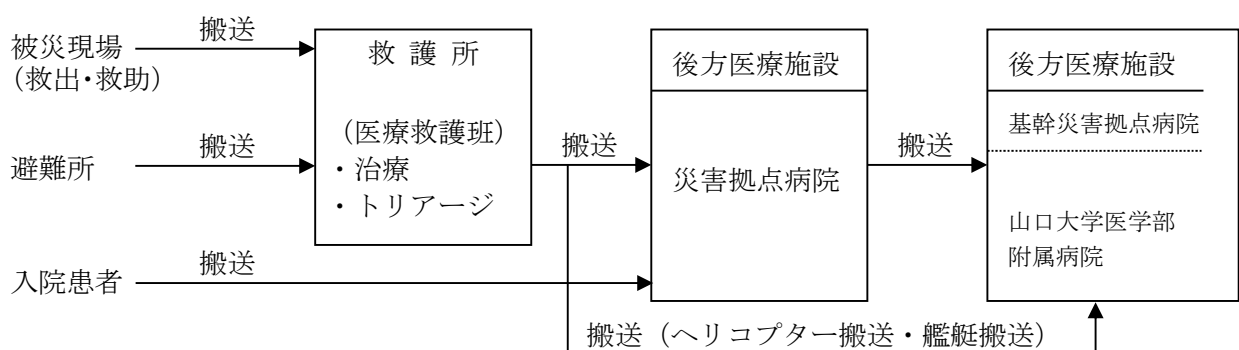
大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、市民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等を整備する。

※担当【全】地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第 1 項 災害時における医療救護の流れ



※航空搬送を行う場合は、臨時医療施設（ＳＣＵ）で治療・トリアージを実施し、県外の後方医療施設へ搬送する。

第 2 項 医療救護体制

災害時における医療救護を迅速に行うため、市は、市内医療機関及び徳山医師会等の協力の下に医療救護班を編成し、救護所を設置して、初動医療活動を開始する。

県は、これを応援・補完する立場から医療実施関係機関（日赤山口県支部、医師会等）に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）、JMATやまぐちを含む。）の編成を要請する。

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

① 市は、被害状況に応じて必要な救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療救護班を確保する。

② 医療救護班の編成基準

ア 一班の編成

職 名	人 数	備 考
医師	1～2 名	
薬剤師	1 名	必要に応じて編入
看護師	3～5 名	うち 1 名は師長
事務職員	1 名	
運転手	1 名	診療車等の車両があるとき

また、助産に関する医療救護班も別に編成する。

イ 医療救護所の班編成

災害の規模により配置する班数は変動するが、概ね 1 救護所 1 班を目途に編成する。また、助産のできる救護所を、庁舎管轄地域に 1 ヶ所程度ずつ設置する。

③ 医療救護班を編成した医療関係機関は、国が非常対策本部を設置している場合は、医療救護班の編成について報告するよう努める。

(2) 市の活動内容

① 地域医療課は、新南陽市民病院に医療救護班の出動を要請する。

② 必要に応じ、徳山医師会等の協力を得て、医療救護班の派遣を要請する。

③ 市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、周南健康福祉センター（周南環境保健所）所長に応援要請を行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う（要請は電話等でよいが、後日正式に文書をもって行う）。

ア 医療救護班の派遣場所及び派遣期間

イ 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材

ウ 応援必要班数

エ 現地への進入経路、交通状況

オ その他参考となる事項

④ 緊急を要する場合は、隣接の市町に応援の要請を行い、事後、周南健康福祉センター（周南環境保健所）にその状況を報告する。

この場合の要請内容は、上記③に掲げる事項とする。

(3) 救護所の設置

① 医療救護班は、市があらかじめ定めた救護所又は被害の状況に応じ、県が設置する救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として次のとおりとする。

ア 避難場所

イ 避難所

ウ 災害現場

② 医療救護班の業務内容

救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、概ね次のとおりとする。

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）
- ウ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認、遺体の検案・処理

2 後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

県（医務班）は、2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、現場救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県（医務班）は、基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。

(3) 現場医療救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は、県（医務班）が実施する。

(4) 後方医療機関への傷病者の搬送について、市は必要に応じ県に輸送手段の優先的確保を要請する。

(5) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

3 個別疾病対策

災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要となる。このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

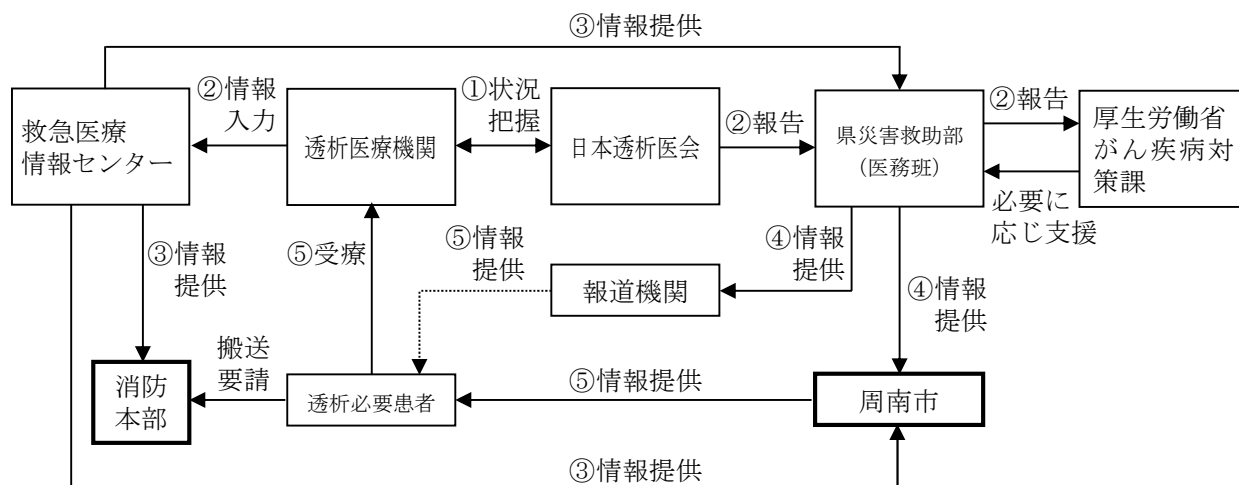
① 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。

② 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市、消防本部に提供する。

③ これらの情報をもとに、県（医務班）及び市は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、診療の確保を図る。

④ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

⑤ 県（医務班）は、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じる。



(2) 難病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

- ① 医療機関、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。
- ② 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例：A L S等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

第3項 健康管理体制

災害時における健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）は、一次的には市が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、市からの応援要請に基づき出動、又は自ら出動し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。

なお、被災市町から災対法第 68 条に基づく応援の要請があった場合、県は「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」の定めるところにより支援を行う。

1 市の活動内容

- (1) 医療救護班との連携のもと、保健師等により被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。
- (2) 市だけでは十分対応できないと判断した場合は、周南健康福祉センター所長に、健康管理班の応援要請を行う。
- (3) 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後、周南健康福祉センター所長にその状況を報告する。
- (4) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

※担当【全】地域医療課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課

2 県健康管理班の活動

医療救護班との連携のもと、市や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理活動を行う。

(1) 県健康管理班の編成

1 班あたりの構成基準は、保健師・栄養士を中心とし、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。

(2) 健康管理班の業務内容

- ① 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導
- ② 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児等）に対する保健指導
- ③ メンタルヘルスケアの実施

- ④ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ⑤ 肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策
- ⑥ 関係機関との連絡調整

第4項 災害救助法に基づく医療・助産

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、市民が、医療又は助産の途を失った場合、市及び県等は、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る。

※担当【全】地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課

1 実施機関

(1) 市

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、市救護班がその対策を実施する。

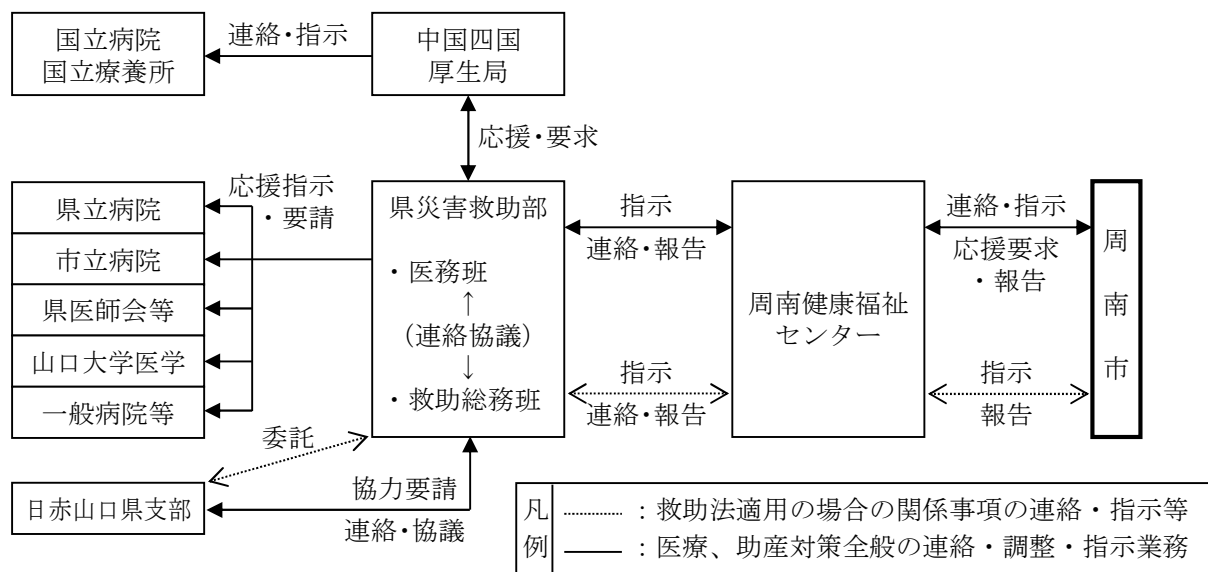
(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が必要な措置を行う。ただし、知事がその職権を市長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、市長が着手することができる。

(3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 体制の運用



3 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者

- ① 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。
- ② 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べん（死産及び流産含む。）した者で、助産の途を失った者。経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうか問わない。

4. 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

- ① 診察

- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

(2) 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前及び分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

- ① 原則として、医療救護班により実施する。
- ② 重症患者等で、医療救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できる。
- ③ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができる。
 - ア 災害の範囲が広範で、医療救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合
 - イ 医療救護班の到着を待ついとまがないとき

(2) 助産の実施方法

- ① 医療の場合と同様に医療救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。
- ② 医療救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができる。

6. 措置手続等

(1) 医療救護班による場合

医療救護班が直接対象者を受け付け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

- ① 市は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。
- ② 市は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定する。

※担当【本】生活支援課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

7. 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

① 医療救護班の費用

ア 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

イ 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

・この場合、公立病院医療救護班については事務費で、従事命令による医療救護班については実費弁償として処理する。

・日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第 19 条の定めによる補償費の中に含まれる。

ウ 医療救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱う）

② 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

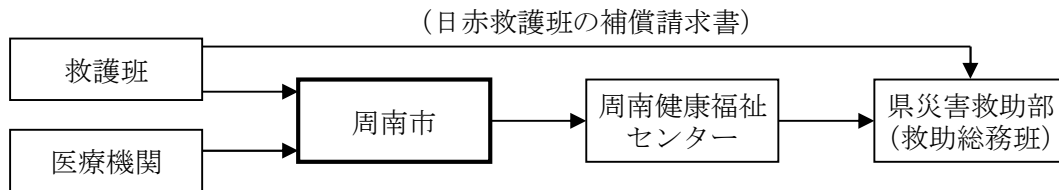
医療保険制度の診療報酬の額以内

※注 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先する。

- ③ 施術者で措置した場合の費用
厚生労働大臣が定める協定料金の額以内
- (2) 助産のため支出できる費用の基準
 - ① 医療救護班、産院その他の医療機関で措置した場合
使用した衛生材料及び処置費（医療救護班の場合は除く）等の実費
 - ② 助産師により措置した場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額

8. 費用の請求

- (1) 医療救護班の費用の請求
医療救護班又は医療、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。
- (2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求
措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの）に所要事項を記載して、知事（救助総務班）に提出する。
- (3) 提出経路



- (4) 日赤救護班又は従事命令による医療救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

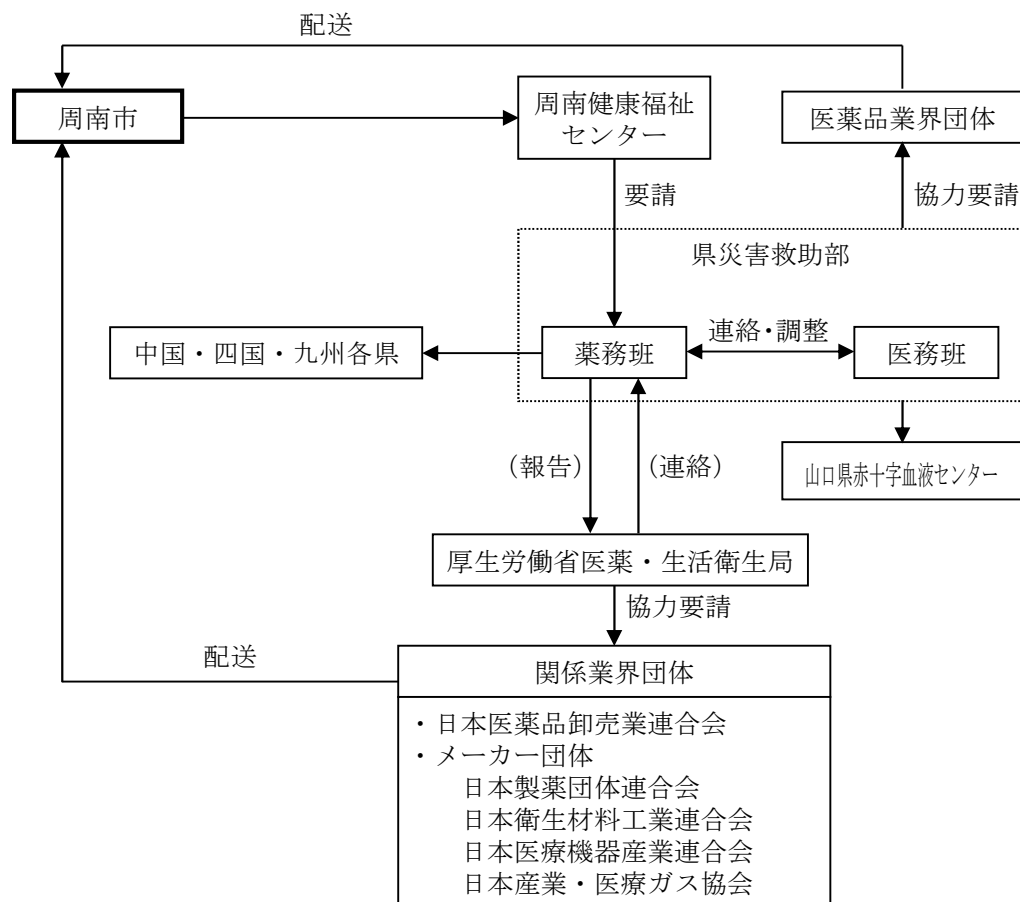
9 実施期間

- (1) 医療の期間
 - ① 災害発生の日から14日以内とする。
 - ② 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。
- (2) 助産の期間
 - ① 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。
 - ② 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。

第5項 医薬品・医療資器材の補給

1 医薬品等の使用及び補給経路

市は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。



- (1) 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。
- (2) 徳山薬剤師会、新南陽薬剤師会、下松薬剤師会の協力を得て、必要な医薬品等を調達する。
- (3) 市内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに周南健康福祉センター（周南環境保健所）に要請する。

※担当【全】地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課

2 血液製剤等の確保

血液製剤等の確保は、県災害救助部が行うものとし、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センターに供給を要請する。

山口県赤十字血液センターは、血液製剤の備蓄場所（県中央：山口県赤十字血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ次のように血液製剤の確保を図る。

- ① 被害のない地域に移動採血車を配備し、県民からの献血を受ける。
- ② 血液製剤が不足する場合には、中四国ブロック血液センターに需給調整を依頼し、県外からの血液製剤の確保を図る。
- ③ 後方医療機関、医療救護所等への血液製剤の供給には、県災害救助部及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として、血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可な場合には、県警察本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送にあたっては、被災状況に応じ、防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者への救急医療

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

第1項 対象と範囲

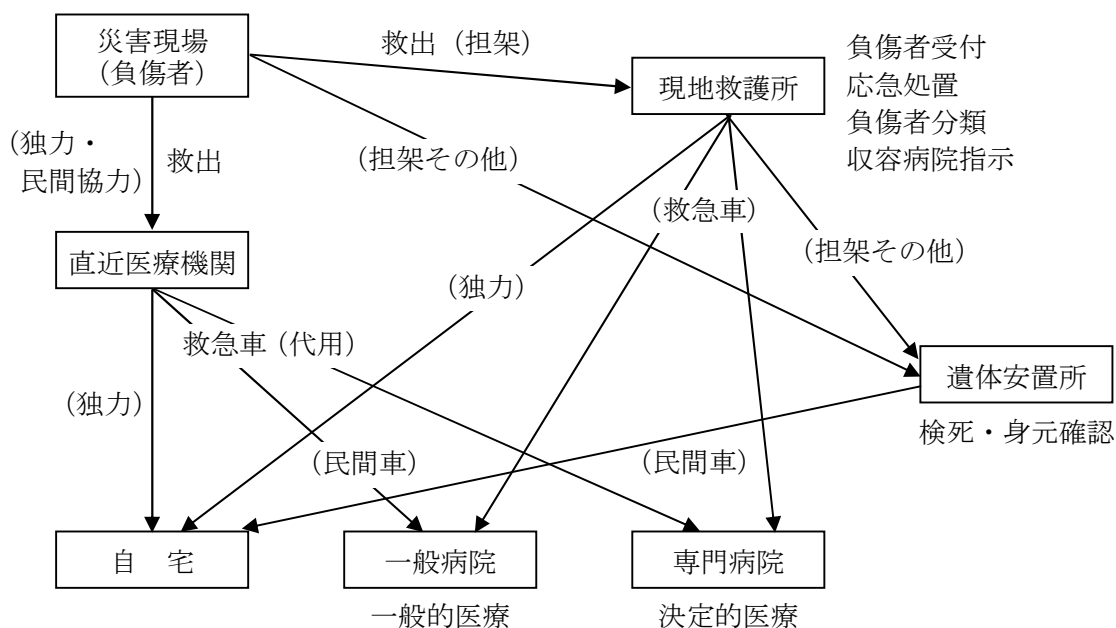
1 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事もしくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下、本節においては「災害」という。）を対象とする。

2 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置
- (8) 救急医療活動の範囲図



第2項 関係機関（者）の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、ただちに消防本部及び警察機関並びに状況に応じて、徳山海上保安部に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請する。

2 消防本部、警察機関及び海上保安部の措置

消防本部、警察機関及び海上保安部は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じる。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

3 市の措置（災対法第62条等）

市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに徳山医師会その他の関係機関に通報するとともに、地域医療課は必要に応じて、新南陽市民病院に医療救護班の出動を要請し、徳山医師会長又は日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

なお、市長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておく。

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、医療救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受け入れ体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項

※担当【全】地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課

4 医師会等の措置

県及び徳山医師会、下松医師会、玖珂医師会は、知事又は市等からの出動の要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、直ちに管下の医師及び看護職員その他の医療関係者（以下「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じる。

5 その他の協力（災対法第65条、災害救助法第7条、第8条、第9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、住民は知事、市長、消防職員、警察官の求めに応じて救急医療活動に協力する。

第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により市長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請する。ただし緊急を要する場合においては、電話、口頭等により行い、事後速やかに文書を送付する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の発生原因及び状況
- (3) 出動を要する人員及び資機材
- (4) 出動の時期及び場所
- (5) その他必要な事項

※担当【全】地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課

第4項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

市防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努める。

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり、効果的な活動ができるよう努める。

2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議のうえ、現地救護所を設置する。

現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救命初療を行い、症状・程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

※担当【全】地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課

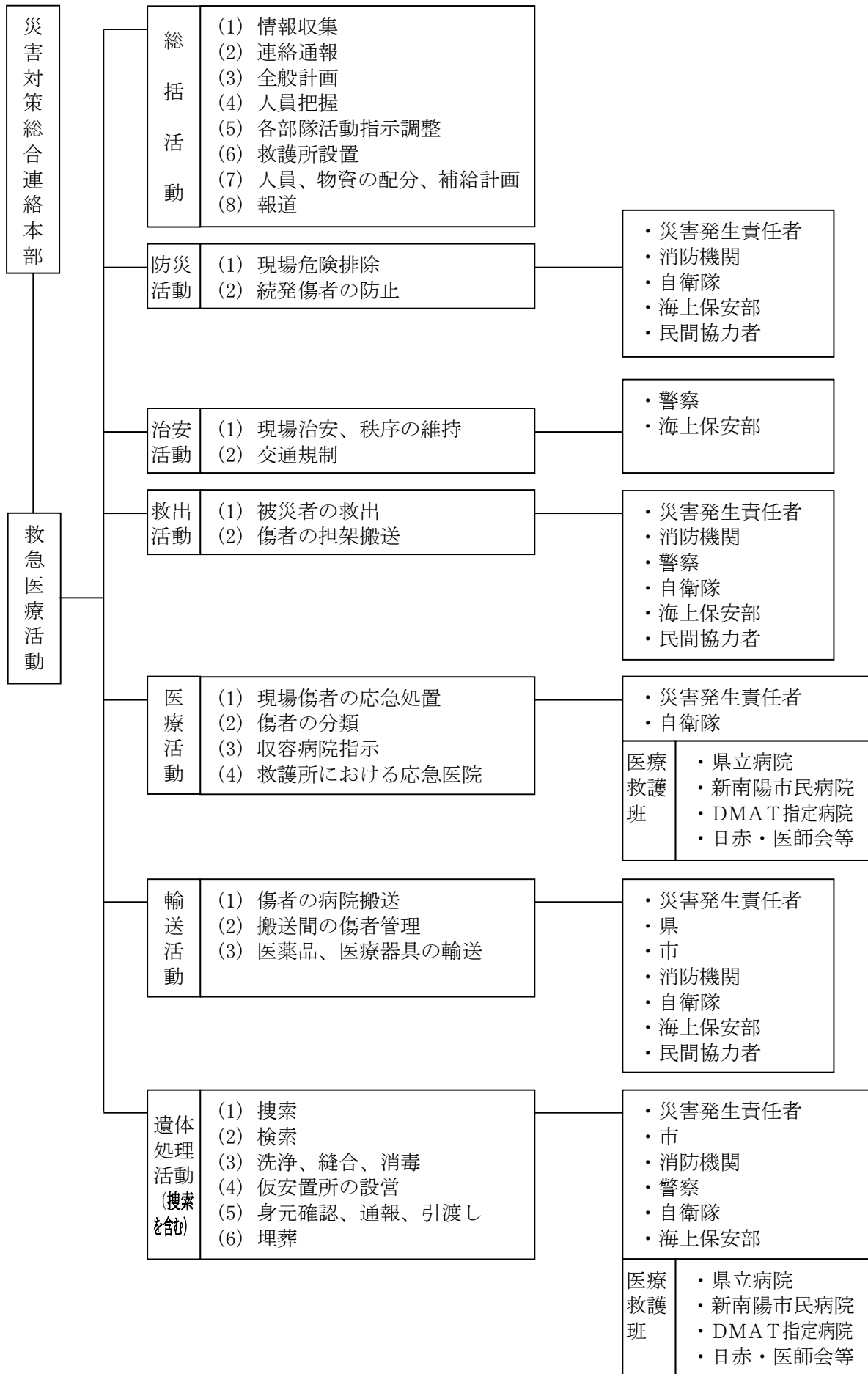
3 災害現地における救急医療活動

災害現地に出動した各部隊の具体的な活動は、別表のとおりとする。

4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資器材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施する。

別表 <災害現場における救急医療活動>



第5項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担する。

区 分	負 担 者
(1) 市が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合	市
(2) 災害救助法が適用された災害の場合	その適用の範囲内において県（県が支弁し、国が負担）
(3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合	企業主又は災害発生責任者
(4) 特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議のうえ定める。	

2 実費弁償

市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第5条の規定に基づき知事が認めた額（災害救助法施行細則第13条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償する。

3 損害賠償

市長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により補償する。

市長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償する。

※担当【全】総務課

第6項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、市長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を市長に提出する。

- (1) 出動場所
- (2) 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- (3) 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- (5) 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- (6) 救急医療活動の概要
- (7) その他必要な事項

第4節 平常時からの備え

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における市、県及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、市、県及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図る。

第1項 救助・救急体制の確立

市は、救助・救急体制を整備するため、次の事項を行う。

- (1) 県内広域消防応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
- (2) 消防団、自主防災組織、市民に対し、応急救護処置等習得のための訓練を実施する。
- (3) 高度な救助・救急業務に対応するため、救助・救急隊員の充実に努める。
- (4) 救助工作車、高規格救急自動車、救助・救急用資機材の整備充実に努める。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

※参考資料 … 山口県内広域消防相互応援協定〔資料編 2-2〕

第2項 医療活動

1 医療救護活動体制の確立

市は、災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

(1) 市の対策

- ① 医療施設等の災害に対する安全性及び不燃化
- ② 医療施設に災害に対する安全性をもった自家発電設備、貯水槽等の整備
- ③ 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄や食料、水等の備蓄
- ④ 医療従事者の非常参集システム及び緊急医療体制の整備
- ⑤ 消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備（無線電話等）
- ⑥ 医療救護班の編成及び緊急出動体制の整備
- ⑦ 救護所の指定及び整備をするとともに、市民への周知（設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場）
- ⑧ 管内医療機関で構成する医療救護班の編成体制の整備
- ⑨ 保健センターを救護所としての整備
- ⑩ 県、医療機関と連携した救急法、家庭看護知識の普及啓発

(2) 指定地方行政機関

徳山医師会、下松医師会、玖珂郡医師会は、市からの応援要請に備えて、医療救護班の編成、出動体制の整備に努める。

(3) 市民

- ① 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- ② 市、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- ③ 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

※担当【全】地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

2 健康管理体制の確立

市及び県の保健師、管理栄養士等は、被災者に対して、巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう、平常時から保健指導体制を確立しておく。

※担当【全】健康づくり推進課、あんしん子育て推進課

3 血液製剤の確保体制の確立

市は、災害時における血液不足に備え、市民に対して献血を啓発する。

※担当【本】地域福祉課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第2章 要配慮者の支援

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等は、その行動等に多くの困難が伴い、また避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な、要配慮者となってしまふ。そこで、要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

また、平常時から要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要があるため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。

第1節 避難誘導・避難所の管理等

市は、避難計画の実施にあたり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。
また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第1項 避難誘導

※担当【全】その状況にある全職員

1 避難指示等の伝達

避難指示等を行う場合、市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮することとし、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客等にも配慮する。

2 避難誘導の方法

避難指示等が出された場合、市は、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

4 避難行動要支援者名簿等の活用

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

第2項 避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営にあたり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

県は、市からの応援要請に基づき、山口県災害福祉ネットワーク協議会と調整しDWA Tの派遣を行う。

1 避難所の管理

(1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成にあたり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、遺児等の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひと

り暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

- (2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

- (3) 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮する。

- (4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

- (5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児・介護用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

※担当【全】地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課、子育て給付課、こども保育課、あんしん子育て推進課、健康づくり推進課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らない場合までの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な受け入れ、移送など必要な配慮を行う。

また、外国人旅行者を含む観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

※担当【全】地域福祉課 高齢者支援課、障害者支援課、観光振興課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第3項 生活の場の確保

高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

- (1) 応急仮設住宅の建設にあたっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

- (2) 入居者の選考にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

※担当【全】住宅課（協議先：高齢者支援課、障害者支援課）

【熊】【鹿】産業土木課

参考資料 … 第5編第3章第1節「応急仮設住宅の供与」

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあつては、最も適

した住居となることから、市はその確保に努める。

※担当【全】住宅課 【熊】【鹿】産業土木課

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時受け入れ先として確保に努める。

※担当【全】高齢者支援課、障害者支援課、観光振興課

【熊】【鹿】産業土木課

第2節 保健・福祉対策

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。

また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

また、市は、災害救助業務等と並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、保健師等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

(1) 県及び市の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導

(2) 県精神保健福祉センター、周南健康福祉センター（周南環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア

(3) 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

※担当【全】健康づくり推進課、あんしん子育て推進課

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、要配慮者のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市は、他市町、県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

市は、県と連携し、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を通して行う訪問、話し相手、通院介助、外出の

付き添い活動等の連携を図る。

※担当【全】高齢者支援課、障害者支援課、子育て給付課、こども保育課、あんしん子育て推進課
地域福祉課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

2 福祉サービスの提供

(1) 市は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

(2) 県は、市との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入の可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親への一時保護委託等を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

(3) 市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

※担当【全】地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課、子育て給付課、こども保育課、あんしん子育て推進課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

3 情報の提供

市及び県は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、掲示板、インターネット、メール、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

※担当【全】防災危機管理課、広報広聴課、地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

※担当【全】地域福祉課、子育て給付課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

※参考資料 … 生活福祉資金貸付条件一覧表〔資料編 13-6〕

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧〔資料編 13-7〕

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、市及び県の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

※担当【本】高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

1 入所者等の安全確保

(1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ

迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

(2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。

(3) 市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

(1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行う。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・市に対し、支援を要請する。市及び県は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

(2) 被災地以外の地域の施設は、市又は県の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力する。

第3節 平常時からの備え

第1項 社会福祉施設、病院等の対策

1 組織体制の整備

(1) 市は、次の事項に留意し、組織体制を整備する。

① 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入居者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。

② 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(2) 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図る。

① 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。

特に夜間や休日における消防本部等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。

また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。

② 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難の確保を図るための施設の準備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2）

③ 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

④ 洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期す。

※担当【全】防災危機管理課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課、地域医療課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

※参考資料 … 要配慮者利用施設一覧（市指定）〔資料編 7-6〕

2 施設・設備等の整備

(1) 市は、次の措置を講じる。

- ① 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- ② 社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線やメールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図る。

(2) 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努める。

- ① 入所・入院者等に対し、継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
- ② 消防本部等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

※担当【全】防災危機管理課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課、地域医療課、河川港湾課

第2項 在宅要配慮者対策

1 市による支援体制の整備

- (1) 地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、要配慮者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- (2) 次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。
 - ① 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口を開設する。
 - ② 避難に関しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
 - ③ 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局との共有を図る。
- (3) 要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制作りを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。
- (4) 迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- (5) 災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認を行っておくとともに、健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備する。
- (6) 洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。
- (7) 避難行動に時間を要する、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令するための基準策定に努める。

2 防災設備等の設置促進

在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報器、

過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及に努める。

※担当【全】地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課、

消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第3項 避難行動要支援者対策

市は、避難行動要支援者を災害から保護するため、避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員等地域の支援者と情報共有し、適切な避難誘導や安否確認に活用する。

1 避難行動要支援者名簿の範囲（登録要件）

- (1) 介護保険制度における要介護認定3～5に該当する人
- (2) 身体障害者手帳の1級又は2級で第1種（心臓・腎臓機能障害のみで該当する人を除く。）に該当する人
- (3) 療育手帳Aに該当する人
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する人
- (5) 難病患者（重症認定者）に該当する人
- (6) 同一世帯内に避難支援ができる同居家族等がない人
（同居家族等は、75歳未満で障害者ではない人をいう。）
- (7) その他市長が認めた人

※自力で避難することが困難な(1)～(5)のいずれかに該当し、かつ(6)又は(7)に該当する人が対象

2 避難行動要支援者名簿の作成

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等との連携のもとに、高齢者、障害者等に関する各種調査、在宅保健・福祉サービスの提供等を通じ、市民のプライバシーに十分な配慮を行いつつ、避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 名簿に記載する事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 上記のほか市長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者名簿（様式例）

番号	氏名	生年月日	性別	住所又は居所	電話番号その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由		備考
						(障害、要介護、難病、療育)の種別	障害等級、要介護状態区分、療育判定等	

(3) 避難支援関係者となる者は、消防機関、県警察、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織及びその他市長が必要と認めた者とする。また、避難支援を行うに当たっては、避難支援関係者の安全確保措置について留意する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新については適宜行い、自主防災組織等支援関係者への事前提供は年

1 回（同意者の名簿のみ）行うものとする。不同意者の名簿については、災害発生時等において、支援関係者に提供し安否確認等に利用する。

また、庁舎被災等の事態が生じた場合においても、名簿の使用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

- (5) 情報漏洩を防止するため、情報の提供を受けた者に対し、データ化や必要以上の複製禁止、施錠可能な場所での保管等適切な名簿管理、取扱い状況の報告、取扱者の限定、使用後の名簿返却等の措置を求めるとともに、市においても、名簿の限定的な提供や個人情報の取扱いに関する説明・研修会開催等の措置を講じる。
- (6) 要配慮者に対する通知又は警告については、要配慮者が円滑に避難できるよう、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行う。

3 個別避難計画

- (1) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- (2) 個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- ① 避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

※担当【全】防災危機管理課、市民課、地域福祉課、高齢者支援課、障害者支援課、
水産振興課、河川港湾課

【新】【熊】【鹿】地域政策課

第4項 防災知識の普及啓発・訓練

※担当【全】防災危機管理課、観光振興課、地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

1 防災知識等の普及啓発

- (1) 高齢者、障害者等及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット、ホームページ等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。
- (2) 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。

2 防災訓練

防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するように努める。

第5項 避難所対策

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体

の視点に十分配慮するよう努める。

- (1) 要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。

また、福祉避難所として指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- (2) 避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- (3) 避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や、生活援助物資の供給等の支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。
- (4) 災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の運用に係る体制の整備に努める。

※担当【全】地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第3章 保健衛生・動物愛護管理

災害の発生により、被災地では大量のゴミやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生、さらには感染症や食中毒等の発生も危惧される。

被災住民の安定を図るには、これらへの対応を遅滞なく行う必要がある。

第1節 防疫及び食品衛生監視

災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍・冷蔵機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

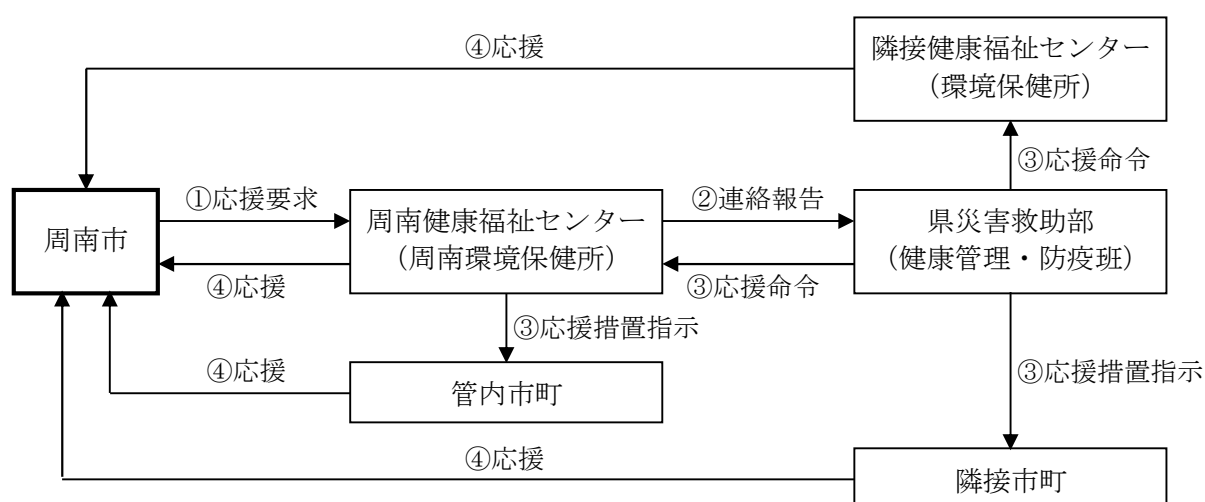
※担当【全】環境政策課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第1項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき市長が実施するものであるが、市のみによることは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

1 対策系統図



2 県の防疫措置

(1) 防疫組織

県災害救助部健康管理・防疫班及び周南健康福祉センターに防疫活動を統括する医師1名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

防疫班	衛生技術者1名、事務職員1名、作業員1名
検病調査班	保健師又は看護師2名

(2) 措置事項

① 市への指導

周南健康福祉センター所長（周南環境保健所所長）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条、第28条及び第29条により、災害の状況に応じて職員を本市に派遣し、市が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

② 応援の措置

ア 県災害救助部長は、市から、防疫班、検病調査班の応援要請があった場合又は防疫措置の必要を認めた場合は、直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。

イ 周南健康福祉センター所長（周南環境保健所長）は、市からの要請を受けた場合、直ちに健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について、調整指示を行う。

ウ 周南健康福祉センター所長（周南環境保健所長）の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行う。

<業務実施基準>

防疫班	① 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、市町に対し、生活用水の供給の指示を行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症発生予防の広報を行う。（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
検病調査班	① 災害状況により、被災地の検病検査を実施する。 ・滞水地域 … 週1回以上 ・避難所等 … 状況に応じた回数 ② 検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③ 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 ④ 健康診断を実施する。 ⑤ 就業制限を実施する。 ⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

③ 市に対する指示及び命令

ア 法に基づく指示

- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（法第27条第2項）
- ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項）
- ・物件に係る措置に関する指示（法第29条第2項）
- ・生活用水の供給の指示（法第31条第2項）

イ 予防接種法に基づく実施又は指示

- ・臨時予防接種に関する実施又は指示（法第6条）

④ 代執行

市における被害が甚大であるため又は市の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行う。

⑤ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。（法第17条）

3 市の防疫措置

市は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族昆虫駆除等を行う。

(1) 防疫活動組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、県に準じて防疫班及び検病調査班を編成する。
なお、市の実情に応じて、検病調査班が防疫班を兼ねることもできる。

防疫班	職員 2 名
検病調査班	保健師又は看護師 2 名

(2) 防疫活動の内容

県の業務実施基準（第 1 項「2 県の防疫措置」②の表）に従い、周南健康福祉センターと協力して迅速かつ的確に行う。

4 防疫資機材の備蓄・調達

(1) 防疫用薬剤、資機材の備蓄・調達

- ① 市は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画を立てておく。
- ② 資機材の保有状況の把握
環境衛生担当課は、毎年、市の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備する。

5 防疫薬剤の使用

(1) 防疫薬剤の使用

防疫薬剤の使用に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第14条及び15条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

(2) 使用薬剤及び方法

防 疫 箇 所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

(3) 代替薬剤と使用目的

薬 剤 名	使 用 目 的
クレゾール水	家屋、便所の消毒
塩化ベンザルコニウム	家屋、便所、手指の消毒
生石灰	便所、溝の消毒
5%ダイアジノン乳剤	はえ、蚊、のみ、ごきぶりの駆除
オルソジクロールベンゾール剤 (オルソジクロールベンゾールの含有量 50%以上)	はえの幼虫の駆除

(4) 所要薬剤の状況把握

市は、災害発生時の防疫活動に備え、あらかじめ市内業者との協力体制を確保しておく。

※参考資料 … 医薬品、防疫薬剤主要調達先〔資料編 7-4〕

浄水剤（消毒剤）主要取扱業者一覧〔資料編 9-1〕

第2項 県による食品衛生監視

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じて食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

1班あたりの構成は2名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、周南健康福祉センター所長（周南環境保健所長）の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他、必要と判断される食品衛生指導

第2節 遺体対策

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、遅滞なく搜索、遺体対策、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要である。

第1項 遺体の搜索

遺体の搜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

※担当【全】その状況にある全職員

1 実施機関

(1) 市

遺体の搜索は、市において賃金職員等を雇い上げ、搜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。

(2) 県

市からの要請に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう努める。

(3) 警察

警備活動に付随し、市が行う遺体の搜索に協力する。

(4) 徳山海上保安部

- ① 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。
- ② 行方不明者については、巡視船艇、航空機及び潜水土等を活用して搜索にあたる。
- ③ 必要に応じて本部に応援を求め、搜索にあたる。
- ④ 市が行う行方不明者搜索に協力する。

2 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者である。

なお、この搜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の罹災場所

が対象となる。

3 遺体の搜索期間

- (1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から 10 日以内とする。
- (2) 上記期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行う。

※参考資料 … 災害救助法による救助の程度、方法及び期間〔資料編 7-1〕

4 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

- (1) 借上費又は購入費
船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索作業に使用したものに限る。
- (2) 修繕費
搜索のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃料費
機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等

5 応援要請等

- (1) 関係市町への要請
被災に際し、市だけでは搜索の実施が困難で、隣接市町に応援を要請する場合、又は死体が流出等により他市町に流れていると考えられる場合、搜索の応援を要請する。
- (2) 応援の提示事項
応援要請にあたっては、次の事項を明示して行う。
 - ① 遺体が埋没又は流出していると思われる場所
 - ② 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等
 - ③ 応援を要請する人数及び車両、器具等の数

第2項 遺体対策

災害の際に死亡した者について、社会混乱期にあるため、その遺族等が遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として実施する。

※担当【全】環境政策課、地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、あんしん子育て推進課
【新】【熊】【鹿】市民福祉課

1 遺体対策の内容

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
遺体の識別のための処置として行う。
- (2) 遺体の一時保存
遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。
- (3) 検案
 - ① 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。
 - ② 検案は、遺体対策として行う場合は、県等の医療救護班又は医師により行う。

2 遺体対策の方法

(1) 実施機関

① 市

遺体対策は、市が行う。

ア 遺体対策（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

救護班（健康づくり推進課、あんしん子育て推進課）、地域医療班（地域医療課）又は医師により行う。

イ 遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に遺体収容所を開設し、収容する。
この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。

ウ 警察、海上保安部による検視及び医療救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て、遺体収容所に輸送する。

エ 遺体の身元を確認し、遺体処置票及び遺留品処置票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において、埋火葬許可証を発行する。

② 県

救助法が適用された災害の場合、遺体対策に必要な措置を行う。

ア 遺体収容所へ医療救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（市が実施する業務）を行う。

イ 市の行う遺体の搬送を含む全般事項について、市及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

ウ 警察の協力を得て、行方不明者の捜索の相談にあたり、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

③ 日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき医療救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体対策期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、この期間内に遺体対策を打切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

(3) 遺体対策に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

② 遺体の一時保存のための費用

③ 検案に要する費用

ア 通常の場合は、救護班（健康づくり推進課、あんしん子育て推進課）、病院管理班（地域医療課）により実施するので、費用は支出しない。

イ 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体対策

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂流した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

① 遺体の身元が判明している場合

ア 県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体対策を実施し、その費用は県が負担する。

イ 他の県内の市町村に漂着した場合

漂着地の市町村において対策し、その費用については、救助法第 35 条の規定により求償を

受ける。

② 遺体の身元が判明していない場合

ア 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂流したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱う。

イ 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処置する。

第3項 遺体の埋葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施する。

※担当【本】環境政策課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

1 実施機関

(1) 遺体の埋葬は、市が実施する。

(2) 県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

2 埋葬の方法等

(1) 埋葬の要件

① 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

② 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

ア 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき

エ 埋葬すべき遺族がいないか、いても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋葬の方法

埋葬は、市長が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

① 市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

② 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処置票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

③ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処置票」を整理の上、引き渡す。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

① 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査にあたりとともに、埋葬は土葬とする。

② 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。

③ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

④ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして所定の納骨堂等に移管する。

警察署は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4) 火葬場への搬送方法及び順番

身元が判明した遺体の火葬場への搬送は霊柩車により行い、その順番は、遺体の損傷が特に激しい等、特別の理由がある場合を除き、原則として死亡日時による。

死亡日時によることが困難な場合には、遺体収容所への搬入順等適宜の方法による。

(5) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議する。

(6) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

- ① 棺（付属品を含む）
- ② 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む）
- ③ 骨つぼ及び骨箱
- ④ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない

(7) 必要施設の確保

市及び周南地区衛生事務組合は、近隣市町等の火葬場利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制を整備しておく。

(8) 体制の確保

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

3 広域火葬

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、県が広域火葬を実施する。

(2) 県

- ① 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、県は近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。
- ② 山口県広域火葬実施要領に基づき、県は、市町と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、埋葬業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図る。

(3) 市

必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

第3節 災害廃棄物等処理

地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、市民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害によりし尿処理も困難になることが想定される。このため、災害廃棄物の処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

なお、津波堆積物やし尿を含む災害廃棄物等の処理については、別に「災害廃棄物処理マニュアル」を定め、それに基づき処理する。

第1項 廃棄物処理

※担当【本】リサイクル推進課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

1 実施機関

(1) 市

- ① 被災地域の廃棄物等の処理は、市長が行う。
- ② 大規模災害等により大量の災害廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、周南市災害廃棄物処理基本計画に基づき、県内市町、関係団体、民間事業者等との相互協力体制の整備や的確な体制の運営を図る。

(2) 県

- ① 周南健康福祉センター(周南環境保健所)は、災害廃棄物処理対策に関する技術援助を行う。
- ② 健康福祉センター(環境保健所)相互間、市町村相互間及び関係団体の応援調整、指示を行うとともに、あらかじめ市町と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておく。
- ③ 国や他県の応援を必要とする場合や被災市町からの要請に基づく代行措置等に備え、所要の体制を整備する。
- ④ 上記の相互協力体制が的確に運営できるための対策を講じる。

2 災害廃棄物等の種類及び特性

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがあり、その種類及び特性に応じた処理が必要となる。

災害廃棄物		内 容	特 性
災害 によ って 発生 する 廃棄 物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	リサイクル不可適正処理
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	リサイクル可能
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	
	木くず	柱・梁・壁材、水害・津波等による流木など	
	腐敗性廃棄物	昼や被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	腐敗性のため基本的には、リサイクル不可、可燃物として適正処理（市の施設では困難）
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶	リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理（市の施設では困難）
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	適正処理（市の施設では困難）
	その他適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど	

土砂及び津波堆積物等	水害等で発生する土砂のほか、海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	有害物などを含まない状態でリサイクル可能 有害物が混入している場合は適正処理
思い出の品等	写真、位牌、賞状、貴重品等	返還を想定した回収・保管管理

生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	
	し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町・関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称)等からの汲み取りし尿	適正処理

3 災害廃棄物等の発生量の推定

災害廃棄物等の種類別発生量については、次の指標を用い推計する。

(1) 災害廃棄物発生量

項 目	計算式、パラメータ等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量＝ (全壊・焼失棟数)×1棟あたりの床面積×床面積あたりの廃棄物発生量
床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6 トン/㎡、非木造：1.0 トン/㎡ 火災による焼失：0.23/㎡
津波浸水ごみの1棟あたりの廃棄物発生量	116 トン/棟
1棟あたりの平均床面積	木造：118 ㎡/棟、非木造：329 ㎡/棟

(2) 津波堆積物発生量

項 目	計算式、パラメータ等
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数
堆積重量換算係数	1.10～1.46 トン/㎡

(3) 災害廃棄物の種類別内訳比率

項 目	水害、液状化 揺れ、津波	火 災	
		木 造	非木造
可 燃 物	16%	0.4%	0.1%
不 燃 物	18%	65%	20%
コンクリートがら	52%	31%	76%
金 属	6.6%	4%	4%
柱 角 材	5.4%	0%	0%

(4) 避難所から発生する生活ごみ量

項 目	計算式、パラメータ等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×一人1日平均排出量
一人1日平均排出量	生活系ごみ収集量/収集人口

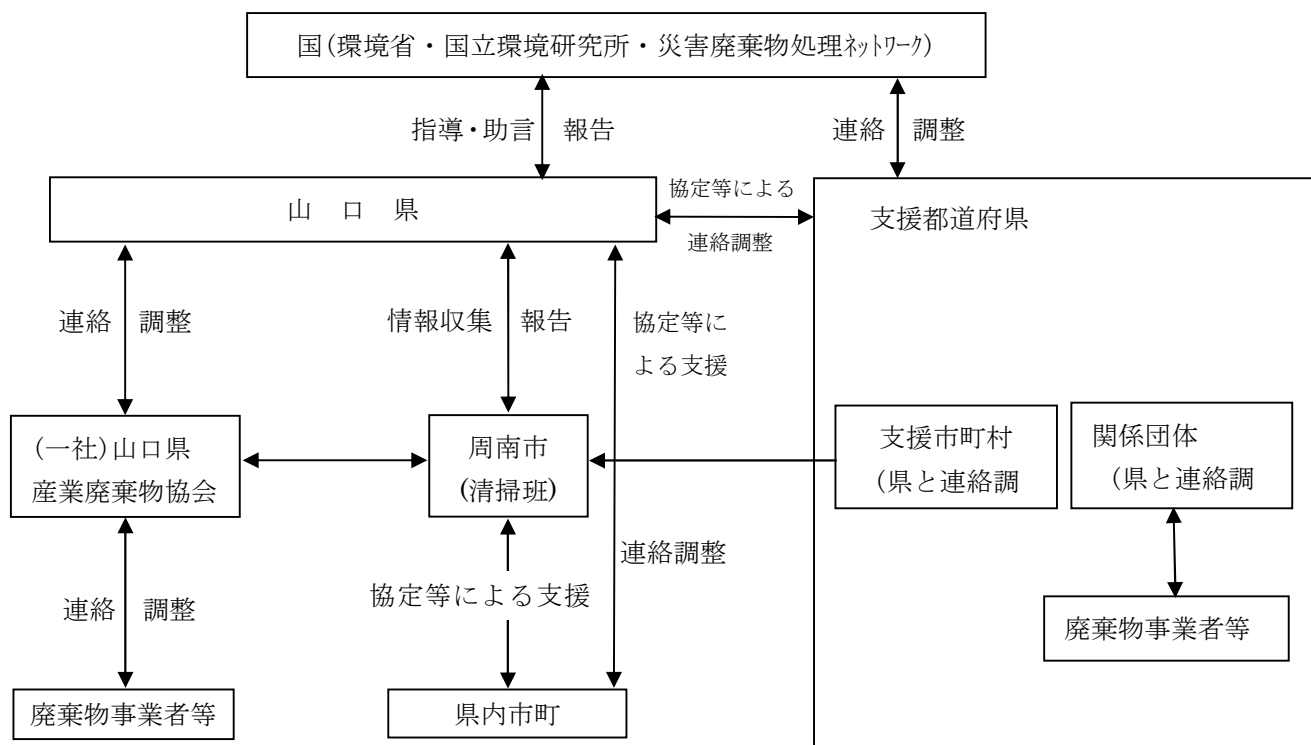
4 処理体制

(1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ、県（周南健康福祉センター）を通じて近隣市町、他県、国、関係機関等から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市は、あらかじめ、民間の廃棄物処理関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。

なお、被害が甚大で、市が自ら処理することが困難であり地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を支援することができる。

(2) 対策系統図



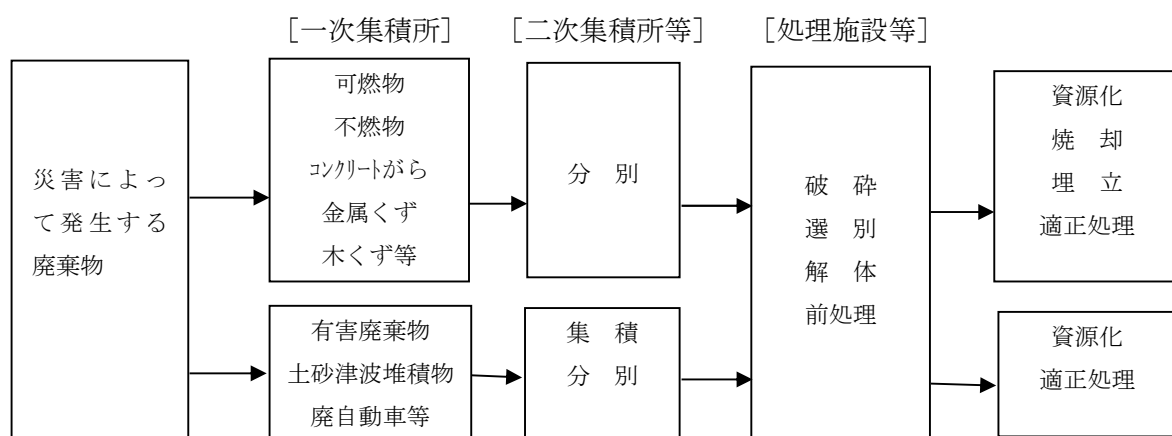
5 災害廃棄物等の処理対策

(1) 処理計画

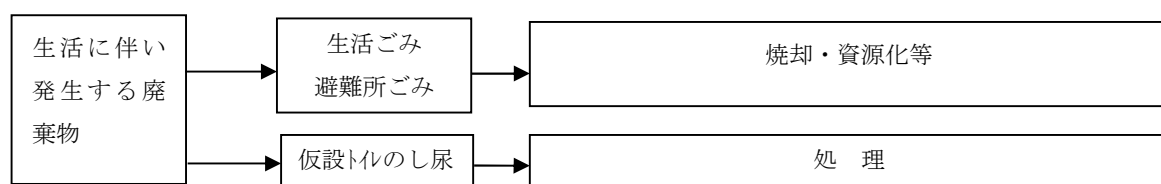
被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、市は災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、具体的な処理方針や処理計画を決定し、緊急度等を勘案して、迅速かつ適切な処理を実施する。

(2) 処理フロー

災害廃棄物の収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により迅速かつ適切に行う必要がある。また、ごみ処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は市民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。



[一般廃棄物処理施設]



[し尿処理施設]

(3) 収集運搬体制

- ① 市は、一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについて、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。
- ② 収集運搬体制の編成基準

種 別		数 量	備 考
運搬車(トラック)		1 台	※1 班で 1 日 20 戸を処理する。
作業員		8～10 人	
所要 器具	スコップ	作業員相応	
	トビロ		
	手ミ		

(4) 仮置場（一次集積所・二次集積所）の選定・確保、仮設焼却場の設置

- ① 市は、焼却施設が被災することも考慮に入れ、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置場（一次集積場）とするなどの対策を講じる。

項 目	計算式、パラメータ等
面 積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)
集積量	災害廃棄物の発生量－処理量
処理量	災害廃棄物の発生量÷処理期間
見かけ比重	可燃物 0.4 (t/m ³)、不燃物 1.1 (t/m ³)
積み上げ高さ	5m以下が望ましい
作業スペース	0.8～1

- ② 災害時には、粗大ごみ、不燃ごみを始め、多様な廃棄物が大量に排出されることから、市は、災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置場（二次集積場）の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

③ 仮置場（一次・二次集積場）の選定にあたっては、主に下記の点に留意する。

分類	留 意 点
仮置場（一次・二次集積場）全般	1 候補地は、以下の点を考慮して選定する。 ① 公園、グラウンド、市民センター、廃棄物処理施設、港湾(水域※を含む)等の公有地(市有地、県有地、国有地) ※船舶の係留等 ② 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ) ③ 二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④ 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズ有無 ※ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。 2 仮置場の候補地については、できる限り土壌汚染の有無等を事前に把握する。 3 特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。 4 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す。 5 二次災害の恐れのない場所であること
一次集積所	1 被災地内の公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。 2 住民やボランティアによる持ち込みがあることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する。 3 初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した資料を配布・共有しておく
二次集積所	1 災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。 2 災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。 3 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路(搬入路)の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。 4 搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。 5 グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く。また、私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と原状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案する。

④ 必要機材、人員

災害廃棄物等の発生量や仮置場の状況に応じて、必要な重機や人員を積算する。

(5) 環境対策

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(6) 倒壊家屋等の解体・撤去

① 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記の初動対応終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

ア 市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を災害廃棄物処理計画内に取りまとめ、計画的な処理を行う。

イ 県は、市町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、市町の参加する協議会の設置等により情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

② 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行う。

このため、県は、地域ごとに処分施設の把握に努め、所要の資料の整理をしておく。

③ 倒壊家屋の解体・撤去に必要な機材及び人員（1班編成）

区 分	数 量	備 考
大型ダンプ車	6	1 班の 1 日の作業量：192 トン ただし、次の条件による作業の場合とする。 (1) 搬出場所が往復 1 時間の場所にある。 (2) 積み込み作業に 10 分間を要する。 (3) 大型ダンプの積載量が 4 t (10 t ダンプ×40%) とする。 (4) 稼働時間を 8 時間とする。 ※ 機材は、運転手及び操作員付きである。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作業員	3	

(7) 有害性・危険性廃棄物

市は、有害性・危険性がある廃棄物を業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

区分	項 目	収集方法	処理方法
有害物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭薬品でないもの)	販売店、メーカーに回収依頼/ 廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ		焼却
	廃乾電池類	リサイクル協力店の回収(箱)へ	破砕、選別、リサイクル
	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、 ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	電気店等の回収(箱)へ	
	ボタン電池	リサイクルを実施しているカー用品店・ ガソリンスタンドへ	破砕、選別、リサイクル (金属回収)
	カーバッテリー	回収(リサイクル)を行っている事業者へ	破砕、選別、リサイクル (カレット、水銀回収)
危険性があるもの	廃蛍光灯	購入店、メーカーに回収依頼/ 廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却、リサイクル
	灯油、ガソリン、エンジンオイル	販売店、メーカーへ回収依頼/ 廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却
	有機溶剤(シンナー等)	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	ガスボンベ	使い切ってから排出する場合は、穴を あけて燃えないゴミとして排出	破砕
	カセットボンベ・スプレー缶	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破砕、選別、リサイクル
感染性廃棄物 (家庭)	使用済注射器針 使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして 収集、指定医療機関への回収 (使用済注射器針回収薬局等)	焼却・熔融、埋立

(8) 土砂及び津波堆積物の処理

市は、水害に伴う土砂や津波堆積物の取り扱いについて、悪臭などにより人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。

(9) 思い出の品等の取扱い

市は、写真や位牌、賞状等の所有者によって価値のある思い出の品等については、市で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。

(10) その他

① 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（周南健康福祉センター（周南環境保健所））の指示により処分する。

② 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のゴミ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。

このため、処理方法については、別に処理要項等を定める。

※参考資料 … 放射性物質の所在状況〔資料編 11-3〕

6 一般廃棄物の処理施設の復旧

市は、処理施設の復旧にあたっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想されるため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理を行う。

※担当【全】リサイクル推進課、上下水道局

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

【熊】【鹿】産業土木課

1 実施機関

被災地域のし尿処理は、市長が行う。

2 し尿排出量の推計

し尿排出量は、以下の指標で推計する。なお、正確な数値が判明しない場合は、一人 1 ヶ月約 50 リットルとして計算する。

項 目	計算式、パラメータ
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量＝ (仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口)×1人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	$[水洗化人口 - 避難者数 \times (水洗化人口 / 総人口)] \times 断水率 \times 1/2$
非水洗化区域し尿収集人口	し尿処理人口－避難者数×(し尿処理人口/総人口)
1人1日平均排出量	し尿収集量/し尿収集人口

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で受け入れ保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在するため、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に便槽付きの仮設トイレを確保する。

なお、便槽付きの仮設トイレで対応できない場合は、地下汚染防止に配慮し、素掘式仮設トイレ、マンホールトイレを設置する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、風呂水、河川等の水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレ、マンホールトイレを確保する。

(4) 市は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備する。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次による。

項 目	計算式、パラメータ
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量/し尿の1人1日平均排出量/収集頻度
仮設トイレの容量	400L とする。
収集頻度	3 日/回

(6) 災害時要援護者への配慮

仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の災害時要援護者に配慮する。

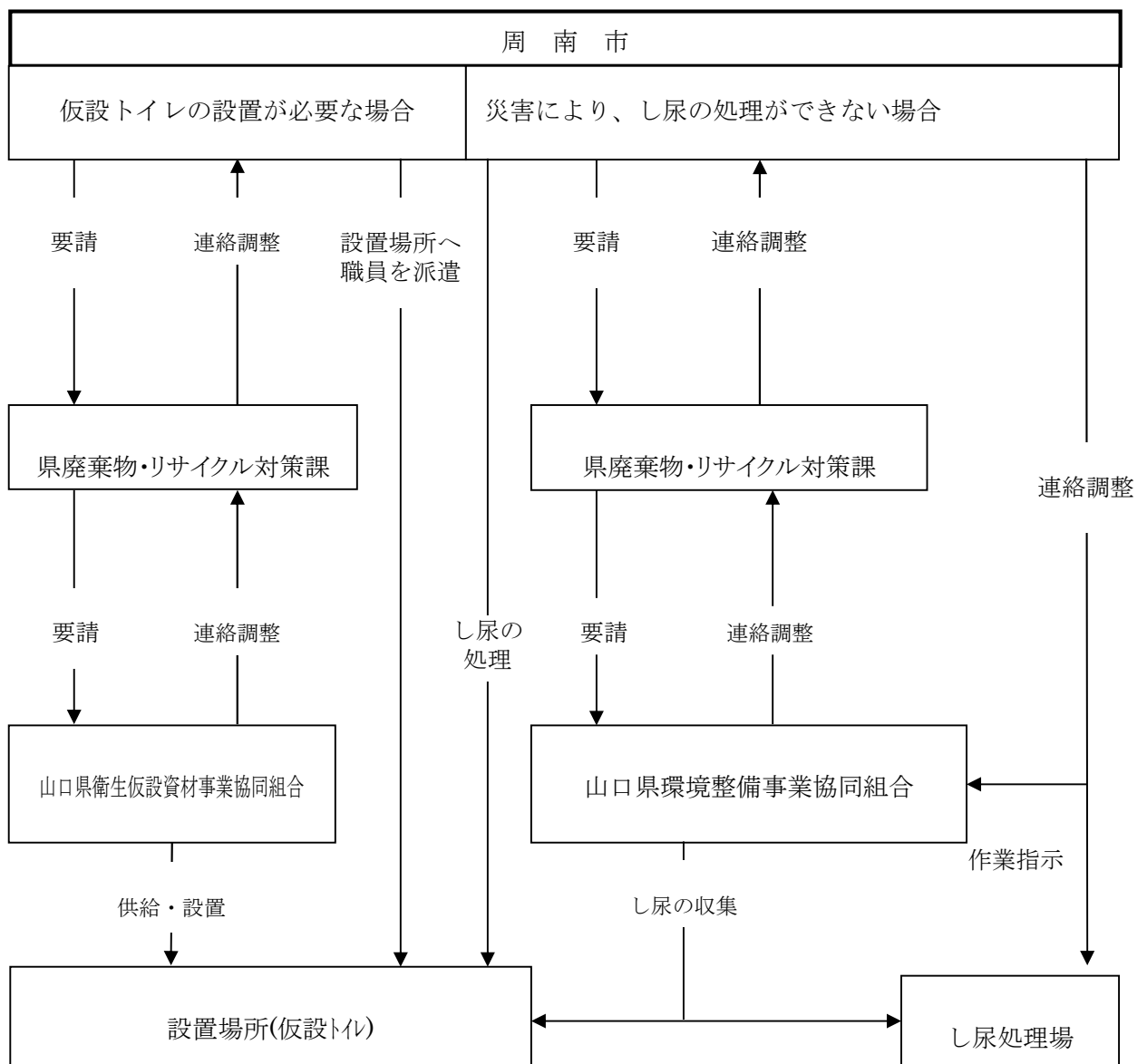
4 処理体制の整備

(1) 大規模災害発生時には、市の処理機能が停止することも想定されることから、市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整える。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておく。

※参考資料 … 清掃施設・機材等の状況〔資料編 9-6〕

(2) 対策系統



5 処理対策

(1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行う。

また、水洗トイレの利用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) し尿処理班の編成

運搬車	作業員	1日処理戸数	備考
1台	3人	30戸	運搬車：バキュームカー1.8トン

(3) 大規模災害発生時には、市の処理機能がマヒすることを前提に、処理体制を構築しておく。

第3項 障害物の除去

災害の発生に伴い、各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、市民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想されるため、これらの障害物の除去を行う。

※担当【全】リサイクル推進課、水産振興課、道路課、河川港湾課、公園花とみどり課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

【熊】【鹿】産業土木課

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施する。

(1) 実施機関

- ① 救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)
- ② 県は、大規模災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう努める。

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

① 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

② 当面の日常生活が営み得ない状態にあること

③ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること

④ 日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に運び込まれた障害物に限られること

(3) 障害物除去の方法

① 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障者世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

② 除去作業の実施

ア 市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

イ 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市町からの派遣を求める。

ウ 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図る。

③ 集積地

除去した障害物の一時集積地は、付近の休遊地を利用し、再び人命、財産に被害を及ぼすおそれがない場所とする。

(4) 障害物除去の実施期間

① 発生の日から 10 日以内とする。

② 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し、特別基準（期間延長）の協議を行う。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第 62 条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するにあたって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去を実施する。

なお、県では、大規模災害時における障害物除去作業の支援について、（一社）山口県建設業協会と協定を締結している。市長は、障害物の除去が市だけでは困難と認める場合には、知事に応援を要請し、（一社）山口県建設業協会の協力を受ける。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。特に、緊急啓開路線については優先的に実施する。

市は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに周南土木建築事務所に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互に協力する。

(2) 河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

所管する施設に関わる障害物を除去する。

1 次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。

早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、徳山海上保安部に連絡するなどの措置をとる。

(3) 汚物

一般的には、廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第 4 節 動物の愛護管理

第 1 項 特定動物の逸走防止等

1 実施機関等

原則、飼養者とする。

県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。

2 実施方法

飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。

県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第2項 被災動物の救護

1 実施機関等

原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、県及び市が関係機関と連携して実施する。

2 飼い主の責務

- (1) 平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める
- (2) 避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適切な管理に努める。

3 被災動物の救護体制

(1) 県

- ① 災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。
- ② 被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する
- ③ 健康福祉センター（環境保健所）は、避難所を設置する市に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- ④ 被災地における被災動物の保護・収容・措置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。
- ⑤ 県単独では動物の愛護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。

(2) 市

飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

※担当【本】環境政策課、動物園

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第4章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となる。なかでも、食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な課題であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策である。

第1節 食料の供給

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想されるため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市が実施するが、供給が困難な場合には、県に対し、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給を要請する。

なお、食料の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調達等支援システムの救援物資管理機能を活用する。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施する。

① 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施にあたる。

ア 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

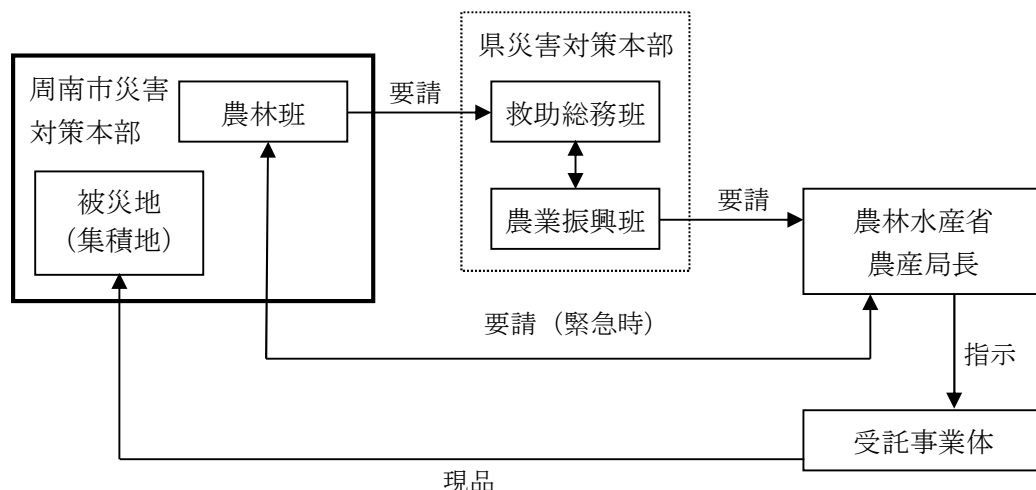
イ 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。

ウ 農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指示する者（原則として、市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

エ 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業体より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。

オ 交通・通信の途絶のため上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、市は、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。

＜災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図＞



※担当【全】農業振興課

2 副食等の供給

(1) 市は、災害の状況に応じ、次の食料について J A 等関係団体から調達を行う。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、食物アレルギー対応食品等

(2) 県は、(1)に掲げる食料について市から要請を受けたとき又は、県が必要と認めるときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。

(3) 市は、日常から市民に対し、約 3 日分の食料の備蓄を行うよう広報しておく。

※担当【全】防災危機管理課、農業振興課

3 食料の輸送

(1) 輸送方法

① 調達した食料については、市の輸送拠点に集積し、輸送食糧班（課税課、収納課）を中心とする職員、ボランティア等により仕分け後、輸送食糧班の職員を中心に、各避難所等へ輸送する。なお、輸送車両の確保は、本部班（防災危機管理課、総務課）が行う。

② 県が調達した食料については、市が直接引き取ることを原則とする。ただし、被災状況、輸送距離等から、自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。

(2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部に対し、緊急輸送の要請を行う。

※担当【本】防災危機管理課、総務課、課税課、収納課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第 2 項 炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり、自宅で炊飯等ができず、また流通機構も一時的に混乱、マヒし、食料品等の購入も思うようにならないため、被災者は日常の食事にも困窮する。

そこで、被災者への応急的な炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

※担当【本】課税課、収納課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

1 実施機関

- (1) 救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長が実施する。
- (2) 知事は、市長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

- ① 避難所に受入れた者
- ② 住家の被害が全壊、全焼、流失、埋没、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- ③ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者
- ④ 市内に停車した列車等の旅客で、給食を受けることが期待できない者
- ⑤ 在宅又は社会福祉施設等における高齢者、身障者等で、食料の供給を必要とする者

(2) 給与の方法

- ① 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。
適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。
- ② 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。(現金、原材料等の給与は認めない。)
- ③ 食品の給与は、産業給食(弁当等)でもよい。
- ④ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
- ⑤ 高齢者等要配慮者に対する食品の給与は、温かいもの、軟らかいもの等にするよう配慮する。
また、食物アレルギー防止等のため、原材料表示など食料や食事に関し配慮する。

(3) 給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

ただし、市において、定められた基準以外のことを行った場合は、その基準以外の分の費用については、全て市が負担する。

(4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。

ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、知事に申請し、内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

※参考資料 … 災害救助法による救助の程度、方法及び期間〔資料編 7-1〕

3 近隣市町との相互応援

市だけでの対応が困難な大規模災害時等においては、近隣市町へ応援を要請し、応急用食料の確保を図る。

第2節 飲料水の供給

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設、設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。

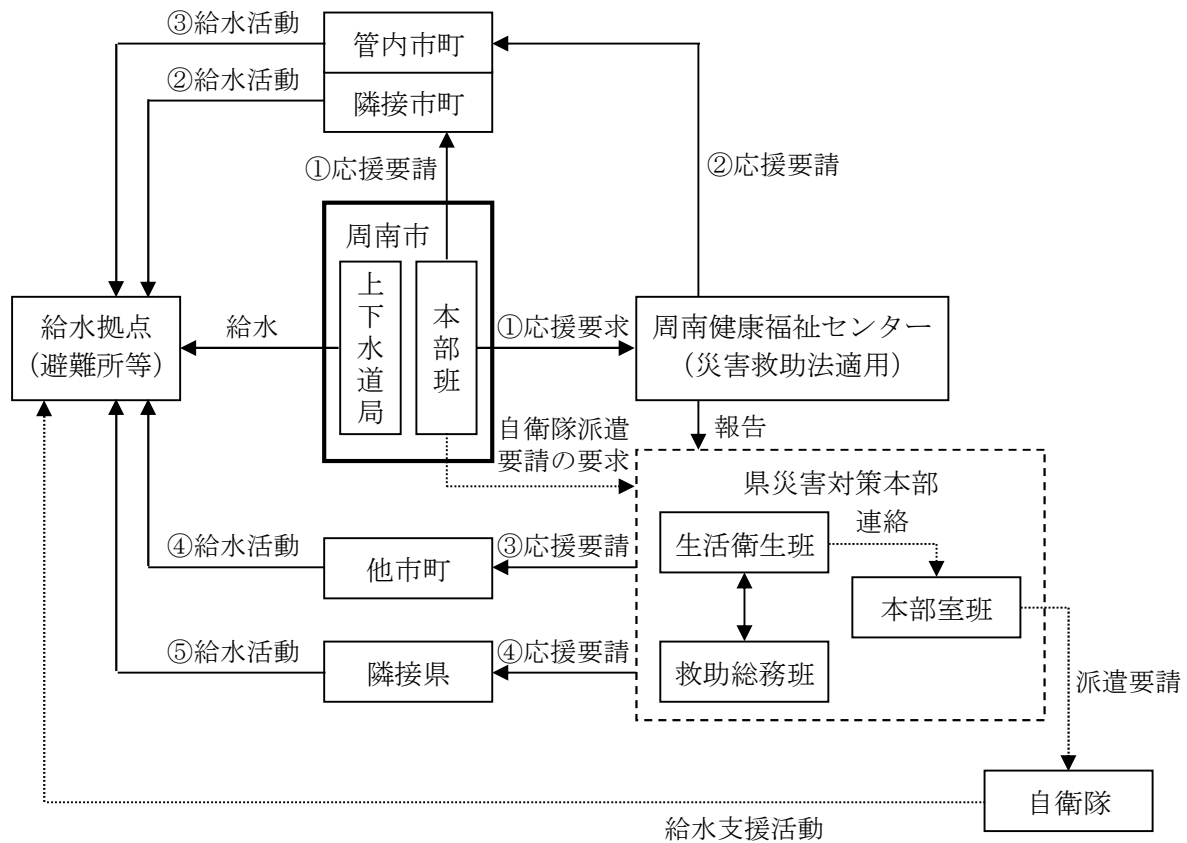
このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について、必要な事項を定める。

※担当【全】防災危機管理課、上下水道局

【熊】【鹿】産業土木課

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、市長が実施する。
- (2) 県は、市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市町、隣接県に対し、応援要請を行う。
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

避難場所、また給水必要地区等を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

- (1) 災害時における供給水量の基準

- ① 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として、1人1日3リットルの給水を基準とする。
- ② 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施する。

給水条件	給水基準量	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日あたり 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	1人1日あたり 14リットル	上記用途＋雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	1人1日あたり 21リットル	上記用途＋洗濯用水

上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	1人1日あたり 35 リットル	上記用途＋入浴用
-------------------------	--------------------	----------

(2) 給水の確保

- ① 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- ② 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器によって浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ③ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要があるときは、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し、又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保する。

5 給水体制

- (1) 市長は、災害が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
- (2) 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、市上下水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- (3) 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。また、必要に応じ、水質検査及び消毒等を実施する。
- (4) 新南陽市民病院、市内医療機関（特に後方医療機関となる病院、透析医療機関）、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。
- (5) 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、市民への周知を図る。

※参考資料 … 水道業者一覧〔資料編 9-3〕

井戸掘削業者一覧〔資料編 9-4〕

6 給水の応援要求

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市長は、次により応援の要求を県（周南健康福祉センター）に行う。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に要求を行うことができる。

(1) 応援要求に必要な事項

- ① 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- ② 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ③ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- ④ 供給を必要とする期間
- ⑤ その他、参考となる事項

(2) 県の給水支援

- ① 市長から応援要求を受けた周南健康福祉センターは、管内の市町に応援要請を行うとともに、県災対本部（生活衛生班）に報告する。
- ② 県災対本部（生活衛生班）は、周南健康福祉センター管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、県災対本部（生活衛生班）は、直ちに県災対本部本部室班（防災危機管理課）に連絡するとともに、受入体制を周南健康福祉センターに指示する。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

① 市

ア 市は、水道施設、設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施する。

イ 市は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

② 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう、所要の措置を講じる。

(2) 給水拠点の整備

市は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備する。

(3) 資機材の整備

市は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

第2項 水道対策

1 市における対策

市における水道応急対策は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生後、速やかに、水道施設の被害調査を実施する。
- (2) 市民、自治会長及び避難所開設職員から断水情報を収集し、断水状況を把握する。
- (3) 被害状況を速やかに把握し、効率的応急復旧活動を実施する。
- (4) 復旧資材又は復旧作業要員が不足する場合には、県、（公社）日本水道協会山口県支部及び他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努める。

2 水道水の緊急応援（水道法第40条）

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

3 水道施設被害報告

市は、次の報告を、周南健康福祉センターを通じて、県生活衛生課に報告する。

- (1) 「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
速やかに、本部班（防災危機管理課）にも報告する。
- (2) 「水道事故報告書」

※参考資料 … 被害報告処理一覧〔資料編5-4〕

第3項 救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは飲料水を汚染させる等により、飲料水の確保が困難な状況になることが多い。

飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、市長が実施する。（救助法が適用された都度、知事から委任）

2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水供給の方法

- ① 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施される。
- ② 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれる。

(3) 給水量の基準

1人1日最大おおむね3リットル

(救助法の趣旨から、飲料水以外の水の供給は、認められない。)

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な次の経費は、県が負担する。ただし、知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、全て市の負担になる。

- ① 水の購入費
- ② 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費
- ③ 浄水用の薬品及び資材費

供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内。

ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第3節 生活必需品等の供給

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。

被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の、生活安定に必要な物資の確保、調達について、必要な事項を定める。

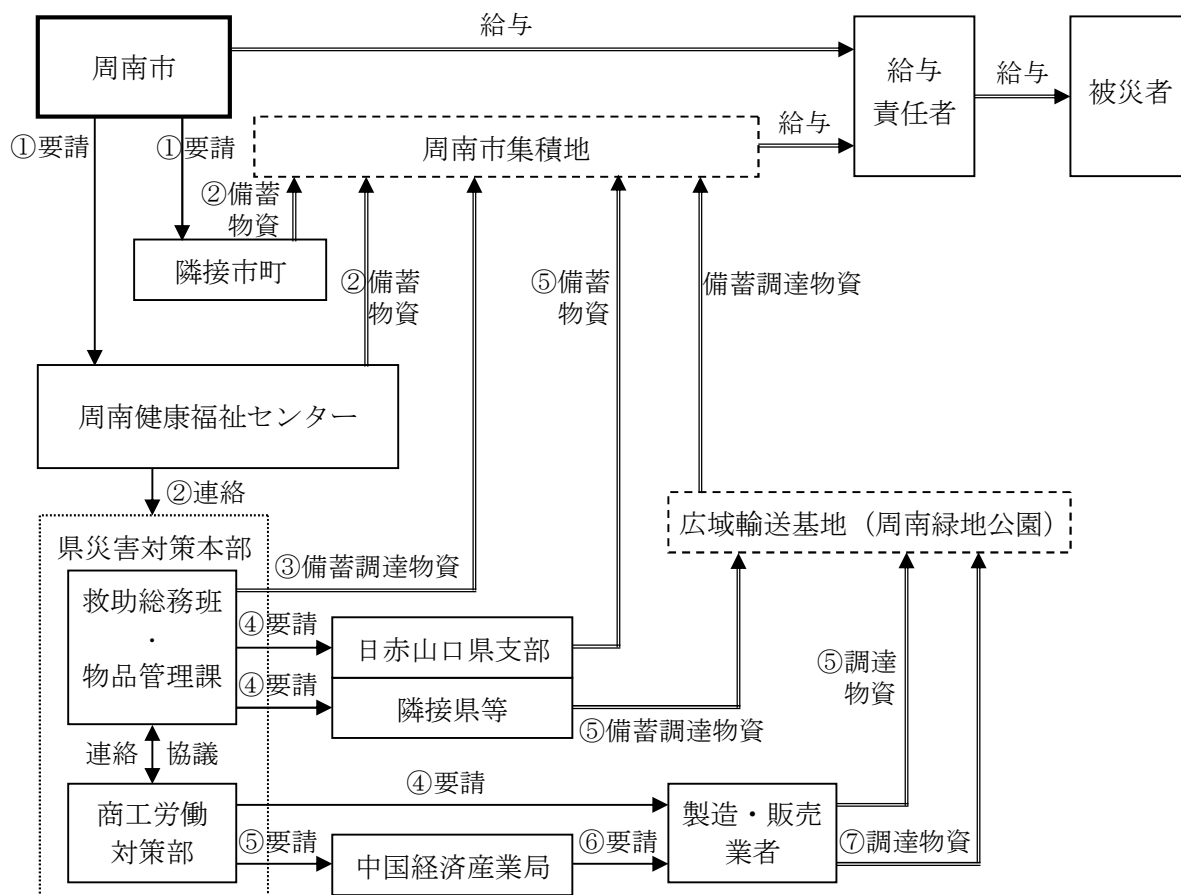
※担当【全】生活支援課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第1項 生活必需品等の供給体制

生活必需品等の食料の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

1 生活必需品等の調達・供給経路図



2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

① 備蓄、調達体制

市は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努める。

② 応援体制

市の備蓄物資をもってしても不足する場合は、県（周南健康福祉センター）に対して確保を要請する。

③ 民間業者等との協力体制

市は、災害時における物資調達について、民間業者等との協力体制を確保に努める。

④ 個人からの支援

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要とするものに限定する。

(2) 法令による物資の確保調達

大規模な災害時において、救助物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると思われるときは、知事は、救助法第9条の規定に基づき、物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用する。

3 生活必需品等の給（貸）与

(1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定さ

せるものであることから、被災者への給与基準は、市の定めるところによる。

なお、配分にあたっては、偏りのないように留意するとともに、それぞれの世帯の構成員数等に配慮し、実状に即して割当てを行う。

(2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、市長が行う。

(3) 市の実施内容

① 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。

② 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長が実施する。

なお、災害発生当初から日にちの経過とともに、被災者のニーズが変化していくため、ニーズの把握と適当な生活必需品の給（貸）与に努める。

③ 市において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市長は知事（厚政課・周南健康福祉センター）に応援を要請する。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町及び一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

市は、調達した生活必需品等は、市の輸送拠点である総合スポーツセンターに集積し、救助班（生活支援課）を中心とする職員、ボランティア等により仕分けた後、各避難所等に輸送する。

なお、市は、あらかじめ総合スポーツセンターが市に輸送拠点である旨を、県に連絡しておく。

5 輸送体制

(1) 市

調達物資の輸送車両の手配は、本部班（防災危機管理課）及び各総合支所部総務班（各総合支所地域政策課）が行う。また、必要に応じて、市管理車両以外の車両の確保に努める。

総合スポーツセンターに集積された物資は、救助班（生活支援課）を中心とする職員、ボランティア等により種別に区分し、各避難所等の必要数量仕分けを行い、輸送食糧班（課税課、収納課）を中心とする職員等によって配送する。

(2) 県

① 県は、市の輸送拠点（総合スポーツセンター）に、備蓄物資・業者調達物資を直接、又は借上げた車両等により輸送する。

② 他県等からの応援物資等は「広域輸送基地」（周南緑地公園）で引継ぎ、ボランティア等市民の協力を得て、市の輸送拠点（総合スポーツセンター）に輸送する。

③ 大規模災害時には、必要に応じ、広域輸送拠点における支援物資の集配業務を民間の輸送関係者に委託する。

各基地における搬入・搬出手続等については、別に定める支援物資物流マニュアルによる。

第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置を講じる。

1 対象者

次の要件を満たす者であること

(1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること

この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。

- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること

2 給（貸）与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入については、市からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、県が購入計画を作成する。なお、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において緊急に物資の手配をする必要があるときは、市の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとる。

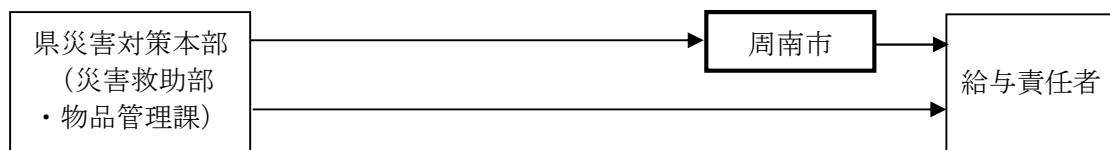
(2) 物資の確保及び購入の措置

- ① 市から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として、県災害対策本部（救助総務班）が行う。
- ② 物資の確保については、県災害対策本部（商工総務班）が協力する。
- ③ 現地において調達可能な物資については、市長及び周南健康福祉センター所長が措置する。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

- ① 原則として県災害対策本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもありうる。
- ② 送達経路



(2) 割当及び配分

- ① 市長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実状に即した割当てを行う。
- ② 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積り方は、時価評価による。
- ③ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事又は事務を委任された市長が実施する。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外 衣	洋服・作業衣・子供服
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類
身回品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類・オムツ・生理用品
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食 器	茶わん・皿・箸等の類
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として、以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給（貸）与の期間

災害時発生の日から 10 日間以内に、対象世帯に対する物資給（貸）与を完了する。ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、知事に申請し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第5章 緊急輸送活動

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施にあたり、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保に努める。

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

1 道路

(1) 県の指定

県は、県庁、広域輸送拠点、市町災害対策本部及び隣接県並びに拠点医療機関と接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定している。

＜指定基準＞

- ① 高速自動車国道及び一般国道とこれにアクセスする道路
- ② 県庁、出先機関及び市役所、町役場を結ぶ主要幹線道路
- ③ 主要施設（港湾（漁港）、臨時ヘリポート、病院、血液センター、広域避難所等）、警察署、消防署、自衛隊基地（駐屯地）を結ぶ道路
- ④ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点や他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点を結ぶ道路
- ⑤ その他主要な道路

市内における指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

道路種別	路線名	管理者	機能区分
高速自動車国道	中国縦貫自動車道	西日本高速道路	
	山陽自動車道		
一般国道	2号	国土交通省	第1次緊急輸送道路
	315号		第1次／第2次緊急輸送道路
	376号		
	489号		
	434号		第2次緊急輸送道路
主要地方道	新南陽津和野線（3）	山口県	第1次緊急輸送道路
	徳山港線（52）		
	徳山（停）線（53）		
	下松田布施線（63）		
	徳山光線（8）		第2次緊急輸送道路
	徳山徳地線（9）		
	鹿野吉賀線（12）		
	下松鹿野線（41）		
一般県道	杵島櫛ヶ浜（停）線（170）		第1次緊急輸送道路
	徳山新南陽線（172）		第2次緊急輸送道路
	下松新南陽線（347）		第1次緊急輸送道路

道路種別	路線名	管理者	機能区分
一般県道	徳山下松線（366）	山口県	第1次緊急輸送道路
一般市道	遠石馬屋線	周南市	第1次緊急輸送道路
	大迫田代々木線		
	徳山停車場線		
	徳山港線		第2次緊急輸送道路
	柏原線		
	周陽孝田線		
	周陽楠木線		
	岡田原築港線		
	櫛浜久米線		
	乗兼阿弥陀線		
	宮の前線		
	築港町3号線		
	環状線		
その他市道	此原埤線	周南市	第1次緊急輸送道路
	桶川線		第2次緊急輸送道路
	流田線		
	田中3号線		
	清水二丁目1号線		
臨港道路	臨港道路末武港湾線	山口県	第1次緊急輸送道路
	臨港道路港町港湾線		第2次緊急輸送道路
	臨港道路那智港湾線		

第1次緊急輸送道路：地方生活圏の中心都市等を連絡する路線

第2次緊急輸送道路：第1次路線と市役所、主要防災拠点を連絡する路線

(2) 市の指定

市は、県指定緊急輸送道路に接続し、市の臨時ヘリポート予定地、救援物資集積場所等の輸送拠点及び市役所、総合支所、避難所、新南陽市民病院等の防災拠点を結ぶ道路を市の緊急輸送道路として指定する。

※担当【全】道路課

※参考資料 … 緊急輸送道路路線一覧、港湾・漁港一覧〔資料編10-1〕

2 港湾（漁港）

海路による救援物資等の受入れ港及びそれを補完する港として港湾（漁港）を指定している。

港湾名	管理者	種 別
徳山下松港	山口県	国際拠点港湾
大津島漁港	周南市	第1種漁港

※参考資料 … 県内港湾漁港の状況〔資料編10-6〕

3 臨時ヘリポート

市は、空路による救援物資等の受入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、臨時ヘリポートを指定している。なお、災害類型に応じたフォワードベース（被災地近傍で燃料や装備、

物資等の補給点となる前進基地)の確保、整備に努める。

また、大規模災害時の災害応急対策活動を支援するため、必要に応じて県内自衛隊基地を活用する。

※担当【全】防災危機管理課

※参考資料 … 災害時における臨時ヘリポートの予定地〔資料編 10-10〕

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努める。

また、災害発生時には、直ちに点検を行い、必要に応じて応急工事の実施、代替施設の確保等の措置を講じる。

※担当【全】防災危機管理課、教育政策課、学校教育課

【本】公園花とみどり課

【熊】【鹿】産業土木課

第3項 広域輸送拠点等の整備

1 輸送拠点

市は、自ら調達した物資及び県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点としての広域輸送基地を次のように定めている。また、高潮や液状化等による沿岸地域の広域輸送拠点の被災等に備え、バックアップのための施設・用地を市内内陸部に確保し、拠点ヤードとして活用する。

区 分	施設名称	所在地	管理者	備 考
陸上輸送基地	周南緑地	大字徳山	市	広域輸送拠点
	須々万中学校	大字須々万本郷 10362-5		物資集積配分拠点
	夜市小学校	大字夜市 730		
	大津島小学校	大字大津島 1964-1		
	富田中学校	富田新町二丁目 2 番 5 号		
	福川中学校	若山一丁目 7-1		
	和田小学校	大字埴 212-1		
	熊毛中学校	大字安田 1827-1		
	熊毛中央公園グラウンド	大字呼坂 85-23		
	鹿野小・中学校	大字鹿野上 3054-1		
海上輸送基地	徳山下松港晴海埠頭岸壁	晴海町	県	広域輸送拠点
広域活動拠点	道の駅「ソレーネ周南」	大字戸田	国、市	防災道の駅

2 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備にあたっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

※担当【全】防災危機管理課、教育政策課

【本】公園花とみどり課

【熊】【鹿】産業土木課

3 輸送拠点が被災した場合等の措置

災害の状況により、上記の指定輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定・確保する。

※担当【全】防災危機管理課

第2節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことであり、市及び県は、各種救援活動を円滑に実施するため、次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し、各道路管理者は、この路線における障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行う。

※担当【全】道路課

【熊】【鹿】産業土木課

第1項 緊急啓開道路の選定基準

1 第1次緊急啓開道路

- (1) 高速自動車道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路
- (2) 病院、消防署、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路
- (3) (1)及び(2)と市災害対策本部が設置される庁舎を結ぶ道路

2 第2次緊急啓開道路

- (1) 第1次緊急啓開道路と県庁及び総合庁舎等（災害対策地方本部となる出先機関の庁舎）を結ぶ道路
- (2) 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路
- (3) 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路
- (4) 他県及び県内の他市町の第2次緊急啓開道路との接続道路

第2項 啓開道路の選定

1 関係機関との連携

市は、県、国土交通省中国地方整備局及び西日本高速道路等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

2 市の対応

県が指定する緊急輸送道路と市本部（市本庁舎）、物資輸送拠点となる救援物資集積場所、臨時ヘリポート予定地、避難拠点となる避難施設、医療活動の拠点となる独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院、新南陽市民病院のほか他市町等を結ぶ道路を緊急啓開道路と指定し、他の道路に優先した啓開を行う。

※参考資料 … 第1節第3項「2. 輸送拠点の整備」

周南市指定緊急避難場所・避難所一覧〔資料編 7-7〕

3 災害対策基本法に基づく車両の移動命令等

【各道路管理者】

各道路管理者は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令

- (2) 所有者が(1)の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者自らによる当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分
- (4) (2)又は(3)の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償

4 国土交通大臣、県知事からの指示

国土交通大臣（中国地方整備局）は、道路管理者である県又は市町に対し、県（土木建築部）は、道路管理者である市町に対し、広域的な見地から、必要に応じて、上記3の措置をとることについて指示をすることができる。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

市道の啓開作業は、各道路担当者が、緊急輸送道路から優先して行う。

なお、道路啓開にあたっては、県その他の道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ、計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

- (1) 所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、また他機関からの情報収集に努め、県に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察署、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保にあたっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交錯ができる待避所を設ける。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、県に自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業者等の支援を要請する。
- (7) 県及び国土交通省中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握し、所管する道路の啓開作業を実施するとともに、市及び県から応援要請を受けた場合には、必要な措置を講じる。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

市は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

市は、災害時における応急対策の実施にあたり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保を図る。

第1項 輸送手段の確保措置

1 輸送手段の確保

市が実施する。

ただし、災害が激甚で、市において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

2 輸送方法

車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法により実施する。このため市は、災害時の輸送力の確保を図る。

(1) 車両による輸送

市が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じる。

- ① 公共的団体の車両
- ② 営業所有者の車両
- ③ その他の自家用車両

(2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、市は、ＪＲ西日本及びＪＲ貨物に要請して、列車輸送を行う。

(3) 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、市は、適宜次の措置を講じる。

- ① 徳山海上保安部所属船艇への支援要請
- ② 中国運輸局に対する海上輸送措置のあつせん又は調整の要請
- ③ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

※参考資料 … 船舶運送事業者数及び運送力の状況〔資料編 10-8〕

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行う。

- ① 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- ② 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- ③ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

※参考資料 … 自衛隊所有艦艇の搭乗可能人員・搭載可能物資量〔資料編 10-9〕

自衛隊所有航空機（陸上・海上）の有効搭載量〔資料編 10-11〕

第2項 調達

1 実施体制

- (1) 災害輸送は、それぞれ各対策部・班の責任において実施する。
- (2) 市公用車両による輸送力の調整確保措置は、本部班（総務課）が総括的に担当する。

2 市公用車両等の確保

- (1) 本部班（総務課）は、災害輸送上の非常配置が必要であると認めるときは、集中管理車両及び運転手の招集及び待機の措置を講ずる。
- (2) (1)の措置によってもなお車両が不足するときは、集中管理車両以外の自動車の動員を行う。この場合は、当該車両の管理責任者と協議して実施する。

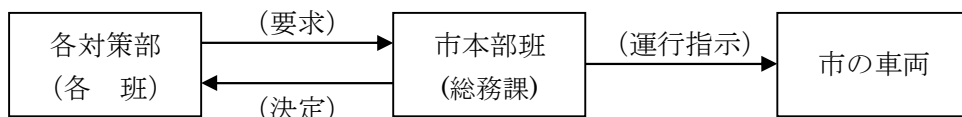
※担当【本】総務課

【新】【熊】【鹿】地域政策課

※参考資料 … 市有車両の配置状況〔資料編 8-3〕

3 災害輸送の配車要求

各対策部（班）が災害輸送のための配車要求を行うときは、次の経路により処理する。



4 市所有輸送力以外による輸送

市の輸送力に対応できないときは、次の措置を講じる。

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関、民間業者等に対する協力要請

機関名	部 署	輸送区分	連絡先
西日本旅客鉄道株式会社	中国統括本部	人員	082-264-6311
日本貨物鉄道株式会社	広島支店	物資	082-264-0806
防長交通株式会社	本社運行管理部	人員	0834-22-7836
中国 J R バス株式会社	周防営業所	人員	0833-71-0057
サンデン交通株式会社	本社自動車部	人員	0832-22-0924 22-0851（夜間）
日本通運株式会社	周南支店	物資	0834-63-2111

- (2) その他の輸送業者との契約

状況により、中国運輸局を通じて、輸送力確保のあつせん要請を行う。

- (3) 輸送業者以外の個人、会社等が所有する車両の借上げ

- (4) 海上輸送力の確保

水産班（水産振興課）は、状況により、漁業協同組合関係者所有船舶（漁船）の借上げ等についてあつせんを行う。

※担当【全】防災危機管理課、水産振興課

5 燃料の確保

- (1) 災害時における自動車燃料の確保は、本部班（総務課）が担当する。

- (2) 調達方法は、市内業者の販売系統による。

6 応援要請

市が運用調達する輸送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあつせんを依頼する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び必要台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

第4節 災害救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

※担当【全】課税課、収納課、環境政策課、生活支援課、上下水道局、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

1 被災者を避難させるための輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送

2 医療及び助産のための輸送

- (1) 重症患者で救護班及び県医療救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送
- (2) 救護班及び県医療救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
- (3) 救護班及び県医療救護班の人員輸送

3 被災者の救出のための輸送

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送

4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送

5 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

6 遺体の捜索のための輸送

- (1) 遺体処理のための医療救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
- (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送

7 輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記 1～6 以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行う。

第2項 輸送の期間

- (1) 救助法による各救助の実施期間中とする。
- (2) 各種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させる。

第3項 輸送の費用

- (1) 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、山口県の地域における慣行料金（国土交省認可料金以内）による。
- (2) 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- (3) 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定める。
- (4) 官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする）

※担当【全】財政課、輸送を行った各部課所

第5節 交通規制

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保のため、交通情報の収集・伝達及び交通規制を行う。

第1項 道路交通規制

※担当【全】生活安全課、道路課

【新】市民福祉課

【熊】【鹿】市民福祉課、産業土木課

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、道路管理者及び警察は、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

① 第一次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため、次の規制を行う。

ア 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。

イ 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。

ウ 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

② 第二次交通規制

ア 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。

イ 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。

ウ 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 交通規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し、又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法第 76 条第 1 項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合においてその危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者車両等	道路交通法第 4 条第 1 項
警察署長		上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が 1 カ月を超えないものについて実施するとき		道路交通法第 5 条第 1 項
警察官		災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき		道路交通法第 6 条第 4 項
道路管理者		道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき		道路法第 46 条第 1 項

2 交通情報の収集伝達

災害対策本部は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報手段を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報を伝達する。

(1) 交通情報の収集

車両・徒歩による巡視、警察本部がとりまとめた交通情報、本部職員・消防団員からの情報、住

民からの情報等により、次の事項を調査する。

- ① 幹線道路の被害状況
- ② 市道等生活密着道路の被害状況
- ③ 交通規制の実施状況
- ④ 交通の流れの状況
- ⑤ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の媒体を活用して、広報を実施する。

- ① 広報車
- ② 防災行政無線（同報系）
- ③ 交通管制センター管下の管制施設
- ④ ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）
- ⑤ 日本道路交通情報センター
- ⑥ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

- ① 被災地域への流入交通の抑止
 - ア 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。
 - イ 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。
- ② 避難車両の流出誘導の実施
 - ア 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。
 - イ 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

- ① 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

 - ア 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。
 - イ 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。
 - ウ 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。
- ② その他の交通規制の実施
 - ア 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。
 - イ 被災地域内の生活道路の確保を図る。

(3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

- ① 交通規制にあたっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。
- ② 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

4 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根拠法令
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法第 76 条の 3 第 1 項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第 76 条の 3 第 2 項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第 76 条の 3 第 2 項
自衛官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第 76 条の 3 第 3 項、第 4 項

	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	① 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、様式により行う。 ② 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、様式により行う。 ア 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載する。 イ 破損行為を行った場合は、原則として破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付する。 ※参考資料 … 措置命令（措置）通知書 〔資料編 10-14〕	災対法第 76 条の 3 第 6 項
--	------------------------	---	--------------------

(2) 車両運転者の義務

項 目	内 容	根拠法令
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第 76 条の 2 第 1 項、第 2 項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第 76 条の 2 第 1 項、第 2 項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第 76 条の 2 第 4 項

(3) 規制内容等の周知

市は、通行者の安全確保を図るため、警察、道路管理者との調整及び市民への災害時交通安全について周知を図る。

5 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる。

第 2 項 緊急通行車両の確認

災害発生時において県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

1 確認申請

市が所有する車両を緊急通行車両として確認申請を行う場合は、総務課（平常時から事前申請ができる）において、県公安委員会に申請を行う。

※担当【全】総務課

2 確認対象車両

応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両については、緊急度、重要度等を考慮し、災害発生後の被災地の状況等に応じて実施する。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて概ね次のとおりとするが、輸送活動にあたっては、

- ・人命の安全
- ・被害の拡大防止
- ・災害応急対策の円滑な実施

に配慮して行う。

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ⑥ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ⑤ 応急復旧対策用車両

(3) 第3段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

3 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）が行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。交付を受けた証明書は当該車両の運行中常に携帯し、交付を受けた標章は当該車両の見やすい箇所に掲示する。

なお、市公用車両のうち災害応急対策として使用することが既に決定しているものについては、あらかじめ確認機関に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済証の交付を受けておく。

※参考資料 … 緊急輸送車両確認標章〔資料編 10-13〕

緊急通行車両確認証明書〔資料編 10-15〕

第3項 海上交通規制

1 情報の収集及び情報連絡

徳山海上保安部は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、

航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとし、特に地震災害等にあつては、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。

(1) 海上及び沿岸部における被害状況

- ① 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ② 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ③ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ④ 石油コンビナートの被害状況
- ⑤ 流出油等の状況
- ⑥ 水路、航路標識の異常の有無
- ⑦ 港湾等における避難者の状況

(2) 陸上における被害状況

2 規制措置

(1) 在港船舶に対する措置

- ① 港長は、在港船舶の安全を確保するため、港則法に基づき、在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。
- ② 港長は、港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 入出港する船舶に対する措置

港長は、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して航行の制限、禁止、避難指示等所要の措置を講ずるとともに、港内の船舶が輻輳する航路等において交通整理を行う。

第6節 臨時ヘリポートの設定

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれるため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）を設定しておく。

※担当【全】防災危機管理課

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

- (1) 市は、道路交通機能に支障がおきた場合の災害時の対応に備え、臨時ヘリポートを指定している。
- (2) 県は、大規模災害時の物資輸送等に対応するため、市が確保した予定地のうちから、広域市町圏域に1ヶ所の広域臨時ヘリポートを選定する。

※参考資料 … 災害時における臨時ヘリポートの予定地〔資料編 10-10〕

2 臨時ヘリポートの選定

- (1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県（防災危機管理課）と協議し定めている。
- (2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポートの予定地については、市長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定めている。

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、概ね次の要件を満たすものであることとする。

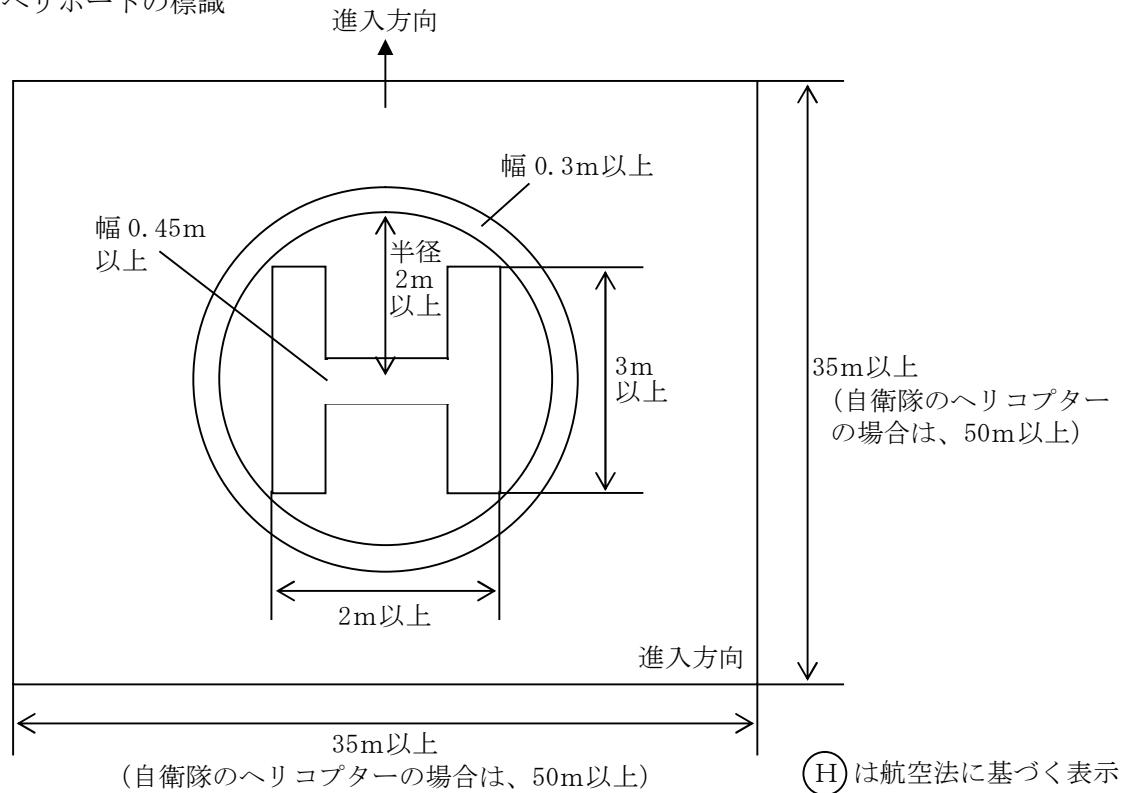
具体的事項	備 考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又は枯れ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高压線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約35m以内は平坦で障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げる。

(1) ヘリポートの標識



(2) 標示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 (注) ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 (注) 原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。 このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積の雪を取り除き、周囲を踏み固める。
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹流しを掲揚する。 (注) ポール等（3m以上）は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努める。

第7節 平常時からの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定にあたっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

次の各輸送施設を指定するとともに、防災計画及び広報誌等により関係機関及び市民に周知を図る。

(1) 道路

- ① 緊急輸送道路として主要となる幹線路線の指定
- ② 幹線路線が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定
- ③ 緊急輸送道路を補完する道路の指定

(2) 港湾

- ① 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定
- ② 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定

(3) 漁港

地域の特性を考慮し、港湾において指定した海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

(4) 臨時ヘリポート

上記(1)と併せ、緊急輸送道路ともアクセスできる臨時ヘリポートを選定し、整備する。

(5) 輸送拠点施設

- ① 他市町等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための輸送拠点施設を指定する。

また、輸送拠点施設が被災し、使用不能の場合及び交通状況により他の場所が適当と思われる場合は、隣接市町との交通を勘定し、比較的被害の少ない地域の公共施設等を指定する。

なお、輸送拠点施設については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

- ② 他市町等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点施設を指定する。

※担当【全】防災危機管理課、水産振興課、道路課、河川港湾課

2 道路交通管理体制の整備

県警察は、交通規制を円滑に行なう対策を整備するほか、広域的な交通管理体制の確立を図る。

また、道路管理者は、照明灯、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性、耐震性の確保を図る。

※担当【全】道路課

【熊】【鹿】産業土木課

3 道路啓開

(1) 体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、市は、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

(2) 啓開道路の選定

市は、今後、県が指定する緊急輸送道路と市の防災拠点とをネットワークする市道を緊急の輸送道路として指定する。また、災害対策本部の設置場所となる市本庁舎、物資の一時集積場となる「輸送拠点施設」、「臨時ヘリポート」のほか、隣接市町、避難所、主要な病院等を結ぶ道路を緊急啓開道路と指定し、災害時において優先して啓開ができるよう体制の整備を図る。

※担当【全】道路課

【熊】【鹿】産業土木課

4 緊急輸送車両等の確保

市は、災害時の緊急輸送が円滑に実施されるよう、平常時より庁用車両の定期点検等を実施し、現

況を把握するとともに、災害時の緊急通行車両等の不足に備え、関係団体との協定締結等の検討を図り、車両等の調達体制の整備に努める。

※担当【本】防災危機管理課、総務課

【新】【熊】【鹿】地域政策課

第6章 防災関係機関相互の連携

大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから、市のみの対応では困難なばかりか、隣接市町、県及び県内の各機関をもっても十分な対応ができないことも考えられる。

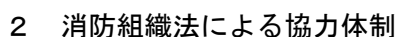
このような場合、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することとなり、周南市災害時受援計画等に基づき、全庁的な受援調整体制の下、全国からの支援をより効果的なものとして、迅速な被災者支援につなげるものとする。

※参考資料…周南市災害時受援計画

第1節 災害時の相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるためには、国（指定地方行政機関）、県、市及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められる。

1 災害対策基本法に基づく相互協力体制



- (1) 市は必要に応じ、消防に関し相互に応援をするように努めなければならない。(消防組織法 39 条)
- (2) 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防及び警察に関し相互に協力するように努めなければならない。(消防組織法第 42 条)

4-6-2

3 水防法による協力体制

詳細は、第3編第6章「水防計画」を参照

- (1) 水防管理者（市長）は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長もしくは消防長に対して、応援を求めることができる。（水防法第23条）
- (2) 水防管理者（市長）は、水防のため必要と認めるときは、警察官に出動を要請することができる。（水防法第22条）

※参考資料 … 第3編第6章「水防計画」

第2項 応援要請

1 市が行う措置

- (1) 他の市町への応援要請

市長は、応急措置を実施するにあたり、必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援要請を行う。また、非常時に円滑に対応できるよう、隣接市町等と協定等を締結するなど、日常からの協力体制の醸成に努める。

- (2) 県への応援要請又はあっせんの要請

- ① 市長は、応急措置を実施するにあたり、必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施について要請する。
- ② 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求める。
- ③ 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員とする。
- ④ 県への要請は、県本部本部室班に対して行い、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。

- (3) 派遣要請及び派遣あっせんの根拠法令

区 分	派 遣 の 相 手 方		
	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣あっせん (あっせん派遣先)	災対法第30条第2項 (知 事)	災対法第30条第2項 (知 事)	災対法第30条第1項 (知 事)

- (4) 要請に必要な事項

要請の内容	要請に必要な事項	備 考
1 他の市町に対する応援要請 2 県への応援要請又は応急措置の実施要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急処置）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急処置） (6) その他必要な事項	災対法第67条 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請（要求）	第4編第7章「自衛隊の災害派遣要請」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件	災対法第30条 自治法第252条の2

	(5) その他参考となるべき事項	
他県消防の応援のあつせんを求める場合	第3編第7章「火災対策」参照	消防組織法第44条
放送機関への災害時放送要請	第3編第2章「災害情報の収集・伝達」参照	災対法第57条

(5) 他機関からの応援要請への対応

市は、他の機関から応援を求められた場合には、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与する。また、その要請に迅速かつ円滑に対応できるよう、平常時から次のようなことを行っておく。

- ① 必要に応じ、協議、協定等の締結
- ② 応援職員及び必要資機材等の確認
- ③ 必要な資料の整備

2 知事による市長の代行措置

市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は、市が実施すべき応急措置のうち、特に急を要する次の重大な事項について、市長に代わって実施することになる。

- (1) 避難の指示等（災対法第60条第5項）
- (2) 警戒区域の設定（災対法第63条第1項）
- (3) 応急公用負担等（災対法第64条第1項・第2項）
- (4) 人的公用負担（災対法第65条第1項）

3 応援に係る取り決め

(1) 派遣職員にかかる身分、給与

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条に規定されている。

(2) 応援者の受入措置

① 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入に必要な措置は、応援を求めた市町長が講じる。

- ア 到着場所の指定
- イ 連絡場所の指定
- ウ 連絡責任者の氏名
- エ 指揮系統の確認及び徹底
- オ 使用資機材の確保、供給に必要な措置

② 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市町長の下で活動する。

(3) 応援を受けた場合の費用の負担

- ① 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによる。
- ② 費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。
 - ア 派遣職員の旅費相当額
 - イ 応急措置に要した資材の経費
 - ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
 - エ 救援物資の調達、輸送に要した経費

オ 車両機器等の燃料費、維持費

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第2節 平常時からの備え

災害時に前節のような対応を迅速かつ円滑にとることができるよう、平常時から備えておく。

第1項 協定

市は、災害発生時において積極的な協力が得られるよう、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定を締結しておく。

1 市の協定

協 定 名	協定自治体等	協定の概要
山口県及び市町相互間の災害時 応援協定書 〔資料編 2-1〕	山口県 山口県内 19 市町	山口県内に災害が発生した場合 の県及び県内市町の協定
山口県内広域消防相互応援協定 〔資料編 2-2〕	山口県内の市町 消防の一部事務組合	山口県内に災害が起こった場合 の消防相互応援
消防相互応援協定書 〔資料編 2-3〕	島根県吉賀町と周南市	水火災、地震及びその他の災害 が起こった場合の消防相互応援
緊急の事態における相互援助協 力に関する協定書 〔資料編 2-4〕	周南警察署、光警察署、周 南市	災害や事故等における緊急時に 関する相互応援
大規模災害時の相互応援に関す る協定 〔資料編 2-5〕	伊丹市、青梅市、大竹市、 岡崎市、唐津市、蒲郡市、 桐生市、倉敷市、周南市、 津市、常滑市、戸田市、 鳴門市、府中市、丸亀市、 坂井市、箕面市 (ポータル系関係 17 市)	協定市に大規模災害が発生し、 被災した協定市では十分な災害 応急措置が実施できない場合の 協定
鹿児島県出水市との災害応援協 定書 〔資料編 2-6〕	出水市 周南市	協定市に災害が発生した時の相 互応援協力
災害時における情報交換に関す る協定書 〔資料編 2-7〕	国土交通省中国地方整備 局、周南市	周南市内に災害が発生した場合 の相互情報交換協定
山口県消防防災ヘリコプター応 援協定 〔資料編 2-8〕	山口県内の市町 消防の一部事務組合	山口県内に災害が起こった場合 の消防防災ヘリコプターによる 応援
海上保安部と消防本部との業務 協定の締結に関する覚書 〔資料編 2-10〕	周南市消防本部と徳山海 上保安部	周南市の行政区域内における船 舶火災等についての業務協定
中国自動車道及び山陽自動車道 における消防相互応援協定書 〔資料編 2-14〕	中国自動車道・山陽自動車 道がある市、消防の一部事 務組合	中国自動車道及び山陽自動車道 における消防に関する相互応援

中国自動車道消防相互応援協定 〔資料編 2-15〕	益田地区広域市町村圏事務組合 広島市 周南市 岩国地区消防組合	中国自動車道における災害出動 に関する相互応援
石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定書 〔資料編 2-16〕	岩国地区消防組合、下松市、 周南市、宇部・山陽小野田 消防組合、下関市	石油コンビナート等特別防災区域における大規模災害時の消防 の相互応援
民間団体との協定	災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努める。	

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

2 県の協定

- (1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (2) 災害時の相互応援に関する協定（中国 5 県）
- (3) 九州・山口 9 県災害時相互応援協定
- (4) 中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定
- (5) 災害時の医療救護活動に関する協定（県と県内災害拠点病院）

第 2 項 自主防災組織との協力体制

市は、市内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立するとともに、災害発生時にその機能が十分発揮されるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について明確に規定し、日常から関係者等に周知を図っておく。

なお、自主防災組織の協力業務として考えられる主なものには、次のようなことがある。

- (1) 災害発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- (2) 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- (3) 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- (4) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- (5) 被災地域内の社会秩序維持への協力
- (6) 避難行動要支援者の保護
- (7) その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等勘案して）への協力

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第 3 項 消防の支援体制

消防本部は、全国的に組織された緊急消防援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図る。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第 4 項 応援機関の活動体制

- (1) 市は、近隣市町（消防本部）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておく。
- (2) 市は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努める。

※担当【全】防災危機管理課

第 5 項 自衛隊との連携体制

第 4 編第 7 章「自衛隊の災害派遣要請」参照

※担当【全】防災危機管理課

第6項 海上保安部との連携体制

海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との間の連携体制を整備しておく。

- ・徳山海上保安部 0834-31-0110（代表電話）
0834-21-4999（緊急情報専用）
10-225-2（防災無線（地上系））

※担当【全】防災危機管理課、消防本部

第7項 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において市が円滑に活動するためには、防災中枢機能の確保が前提となる。防災中枢機能を果たす施設、設備等の安全性の確保及び充実を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 既存の施設設備については、安全点検を行い、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- (2) 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（市庁舎、支所、避難収容施設、医療救護活動施設等）の整備に努める。
- (3) 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- (4) 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- (5) 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。
- (6) 停電に備え、防災上必要な文書については、紙媒体でも保管しておく。

※担当【本】防災危機管理課

【新】【熊】【鹿】地域政策課

((5)(6)については、全部課所)

第8項 水防資機材の整備

1 水防資機材の備蓄状況

- (1) 水防用資機材は、次の場所に備蓄している。

地域	備蓄場所
徳山	本庁及び各支所の水防倉庫
新南陽	総合支所の水防倉庫、和田支所の水防倉庫
熊毛	兼清、安田の水防倉庫
鹿野	総合支所の水防倉庫

- (2) 危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前協議あるいは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備える。

※参考資料 … 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表〔資料編8-2〕

2 水防資機材の整備対策

- (1) 備蓄基準

市は、おおむね重要水防箇所内の堤防の延長2kmについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場所を設置し、山口県水防計画（本編第3編第13章）に定める基準による資材器具を準備しておく。

※担当【全】防災危機管理課、河川港湾課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所

【新】【熊】【鹿】地域政策課

第7章 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、市、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになる。

また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時から想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておく。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）
（消防は「第6項 離島患者救急搬送」）

第1項 災害派遣のケース及び活動内容

1 派遣のケース

- (1) 災害が発生し、知事が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合の判断基準は、次のとおりである。
 - ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
 - ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
 - ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること
 - ④ その他の災害に際し、上記ア～ウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められることこの場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から、要請に基づく救援活動となる。

2 派遣先での活動内容

救助活動区分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

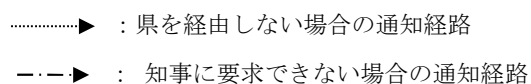
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸与又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

3 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請にあたっての統一見解として概ね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行う。なお、派遣を要請しない場合は、その旨を連絡する。

- (1) 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。
- (2) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。
 - ① 救助活動が自衛隊でなければできないと認められるさし迫った必要性があること。（緊急性）
 - ② 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。（公共性）
 - ③ 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。（非代替性）
- (3) 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 要請権者

(1) 要請権者

- ① 知事（自衛隊法第 83 条第 1 項） … 主として陸上災害の場合
- ② 海上保安庁長官、管区海上保安本部長（自衛隊法施行令第 105 条）… 主として海上災害の場合
- ③ 空港事務所長（国機関）（自衛隊法施行令第 105 条） … 主として航空機遭難の場合

(2) 市長の措置

市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、前出の災害派遣要請（要求）系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求（要請依頼）をする。

3 要請手続

(1) 県の要請事務窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班（防災危機管理課）である。

(2) 市の要請事務窓口

市の連絡窓口は本部班（防災危機管理課）とし、市長が知事に対して要請依頼する。

(3) 事務処理の方法

市長は、自衛隊災害派遣要請依頼書により知事に派遣要請の要求を行う。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要求を行い、事後速やかに知事に依頼書を提出する。

また、市長は、災対法第 68 条の 2 の規定に基づき、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。

この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知する。

※参考資料 … 自衛隊災害派遣要請依頼書〔資料編 13-1〕

4 自衛隊との連絡

自衛隊の派遣を要請した場合は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適宜連絡する。

また、自衛隊においても、関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等の情報収集に努める。

第 3 項 災害派遣受入れ

1 市長の措置

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとる。

(1) 部隊の受入準備

- ① 派遣部隊及び県との連絡のため、本部班の吏員のうちから連絡担当員を指名する。
- ② 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- ③ 部隊が集結した後、直ちに指揮官とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置をとる。

(2) 部隊誘導

地理に不案内な他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室班に報告する。

2 自衛隊の集結候補地

市内及び近隣市町の自衛隊の集結候補地は次のようになっており、各施設管理者の了解を得たものについては、県に報告する。

※担当【全】防災危機管理課

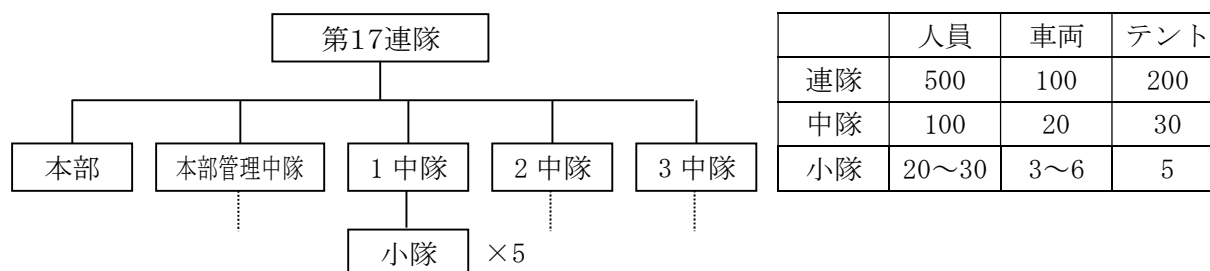
(1) 市内の集結候補地

規模	施設名	地域	面積 (㎡)	備考	参考事項
旅団	周南緑地（東緑地）	徳山	282,300	旅団規模の集結に適している	旅団規模
中隊	ふれあいの森運動公園	徳山	15,000	中隊規模の集結に適している	2 個中隊(+) 規模
	須金地区総合運動場	徳山	7,110	地積が狭いため、小部隊の集結に限定	1 個中隊規模
	下水浄化センターグラウンド	新南陽	12,860	中隊規模の集結に適している	2 個中隊規模
	鹿野山村広場	鹿野	11,000	中隊規模の集結に適している	2 個中隊(-) 規模
小隊	大津島ふれあいセンター	徳山	3,700	地積が狭いため、小部隊の集結に限定	1 個中隊(-) 規模

(2) 近隣市町の集結候補地

規模	施設名	地域	面積 (㎡)	備考	参考事項
旅団	下松スポーツ公園総合グラウンド	下松市	174,000	旅団規模の集結に適している	旅団規模
連隊	光市スポーツ公園	光市	33,000	連隊規模の集結に適している	1 個連隊規模
中隊	公集小学校運動場	下松市	6,000	地積が狭いため、小部隊の集結に限定	1 個中隊規模
	大和スポーツセンター	光市	23,300	中隊規模の集結に適している	3 個中隊(+) 規模
	岩田小学校	光市	10,315	中隊規模の集結に適している	2 個中隊(-) 規模
	大和中学校	光市	13,759	中隊規模の集結に適している	2 個中隊規模

(3) 連隊の概要（人員・車両）



(4) 部隊の集結に必要な地積（基準）

規模	必要な地積	集結地の内容
旅団規模	150,000 m ² 以上	①指揮・連絡所、②宿泊テント、③車両の駐車場、④食事・トイレ等施設
連隊規模	30,000 m ² 以上	
中隊規模	6,000 m ² 以上	
小隊規模	1,000 m ² 以上	

3 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

- ① 部隊の輸送費
- ② 隊員の給与
- ③ 隊員の食料費
- ④ その他部隊に直接必要な経費

(2) 派遣を受けた側が負担する経費

(3) (1)に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

(1) 指定部隊の長は、できる限り早急に知事等に自主派遣したことの連絡をする。

この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行う。

(2) 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに市長等に通知する。

(3) 市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに第3項「災害派遣受入れ」に定める措置に準じた措置をとる。

(4) 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、第2項「災害派遣要請の手続き」に定める措置をとる。

第5項 災害派遣部隊の撤収

1 撤収要請の時期

(1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき

(2) 市長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき

(3) 知事は、市長から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

2 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書により行う。

※参考資料 … 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書〔資料編 13-2〕

第6項 離島患者救急搬送

1 実施方針と事業実施機関

市は、離島の救急重症患者を空輸により本土の医療機関に搬送する必要がある場合、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県知事に応援要請を行うこととなるが、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリが運航できない場合は、自衛隊の航空機による搬送を要請する。

2 自衛隊の災害派遣手続き

(1) 市長は、救急患者を緊急に本土に搬送する必要があると認めた場合で、かつ、消防防災ヘリコプ

ター及びドクターヘリが運航できない場合、知事に対し電話等で、災害派遣発生情報の記載事項により、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

- (2) 知事は、市長から前項の要請のあった場合、やむを得ないと認めたときは、災害派遣発生情報の記載事項により、電話等で自衛隊に対し、災害派遣要請を行う。

※参考資料 … 災害派遣発生情報報告様式〔資料編 13-3〕

3 航空機の出動要件

航空機の出動要件は、次のとおりとする。

- (1) 消防防災ヘリコプター及びドクターヘリが運航できない場合であること
- (2) 自衛隊の航空救難態勢に支障をきたさない範囲であること
- (3) 荒天のため、定期船等が出動できず、その他、搬送手段がない場合であること
- (4) 原則として、日の出から日没までの間であること

4 ヘリポートの整備及び管理

市長は、ヘリポートの整備（照明装置も含む）及び管理を行う。

(1) ヘリポートの整備

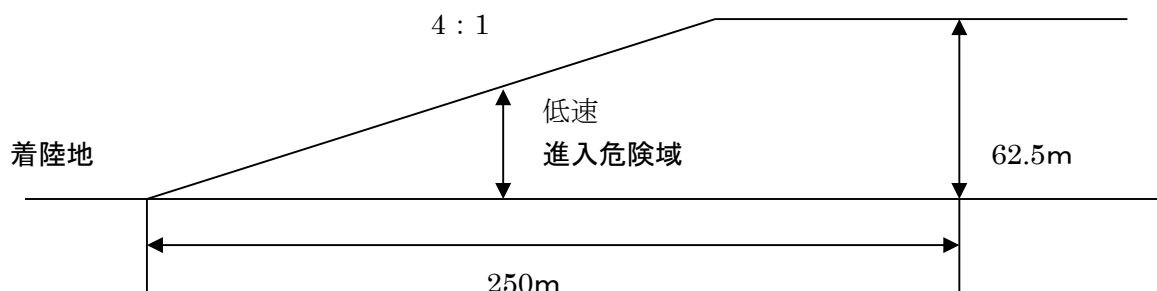
- ① 定期的な清掃（着陸時におけるゴミ等の巻き上げ防止）
特に、ビニール袋、発泡スチロールに留意すること
- ② グランド等（コンクリート以外）の場合は、着陸前半径 50m以内に散水をする。（着陸時における砂、土、小石等の巻き上げ防止）
- ③ 夜間照明施設の設置（患者等の夜間輸送に備える）
- ④ 吹流しの設置（着陸時の風の方角、強さの判断のため）

(2) ヘリポート周辺の整備

- ① 着陸進入コース周辺の障害物の除去（樹木、広告掲示物等の高さ 5m以上の物）
- ② 海岸近くの場合は、進入コース（着陸地から直径 200m以内）から漁船等を退去させる。

(3) 進入時の障害物除去

救難用ヘリコプターが着陸進入に関して、着陸地の設置時、250m以内に高さ 62.5m以上の障害物がないように考慮する必要がある。（下図参照）



5 航空機搭乗医師等の確保

市長は、救急重症患者を航空機により搬送依頼する場合、必ず医師（必要がある場合は、看護師も含む）を確保しなければならない。

6 搭乗者の国内旅行傷害保険

市長は、航空機に搭乗する医師、看護師及び患者に対して、国内旅行傷害保険を掛けなければならない。

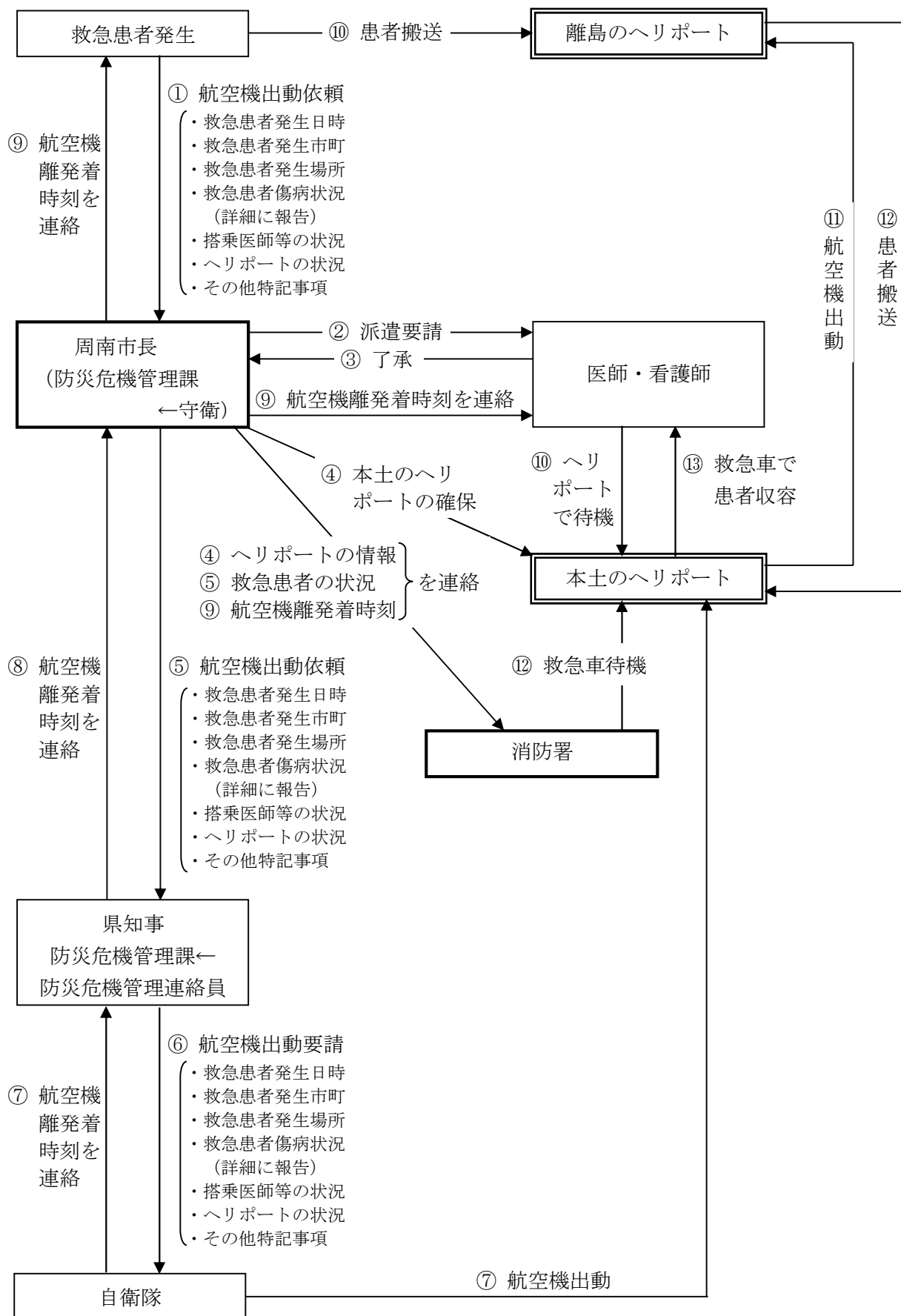
7 航空機に搭載する医療機器等の整備

知事は、航空機に搭載する医療機器等を整備し、必要に応じ委託契約を締結する。

8 搬送の手続き及び報告

搬送の手続きは、別図の順に従って行い、市長は、事後速やかに災害派遣発生情報を県防災危機管理課に提出する。

離島救急患者搬送手続き



第8章 消防防災ヘリコプターの応援要請

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第1項 活動内容

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

1 災害応急活動

被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送

2 救急活動

傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転院輸送

3 救助活動

災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助

4 火災防御活動

林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導

5 広域航空消防防災応援活動

大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援

6 災害予防活動等

県民への災害予防等の広報等

第2項 応援要請

市長は、知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

※参考資料 … 山口県消防防災ヘリコプター応援協定〔資料編 2-8〕

山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領〔資料編 2-9〕

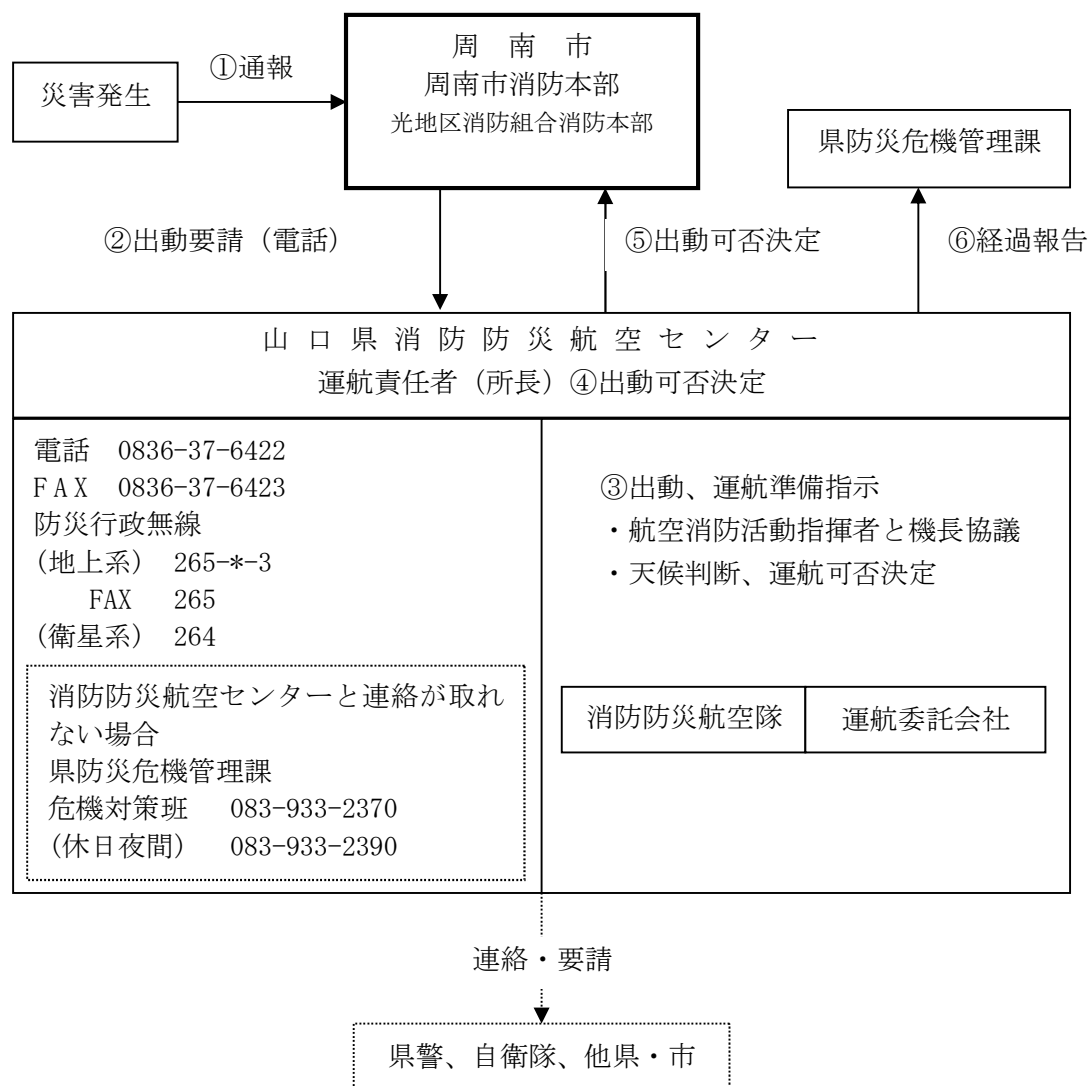
1 応援要請の原則

市長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請する。

- (1) 災害が他の市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 市（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合。
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合。

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの応援要請は、次の図による。



第3項 臨時ヘリポートの設定

臨時ヘリポートの設定に係る一般的事項については、第4編第5章第6節「臨時ヘリポートの設定」参照。

第9章 広域消防応援・受援に係る計画

大規模災害発生時には、市のみでは対応が困難なことが予想され、消防活動の広域かつ組織的な応援・受援が必要となる。

そこで、県では「山口県内広域消防応援計画、山口県緊急消防援助隊受援計画、緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画」を策定し、広域消防応援等の実施について定めている。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第1節 山口県内広域消防応援計画

第1項 基本的事項

1 目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成24年4月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第2項 用語の定義等

1 受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市町又は消防の一部事務組合をいう。

2 応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

3 応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	[次のいずれかに該当する場合] ・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と求める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有車両資機材等を必要と認める場合

4 幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第3項 連絡体制及び無線通信体制

1 応援要請時における連絡体制

応援要請時における市町等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援要請時の連絡先は、別表第1のとおりとする。

※参考資料 … 関係機関の連絡先〔資料編12-1〕

- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

- (1) 応援隊と受援市町等との通信は、主運用波を使用するものとする。

ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要があり、かつ、緊急消防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、統制波の使用も考慮するものとする。

- (2) 応援市町等の間の通信は、応援市町等の市町波を使用するものとする。

第4項 応援隊の編成

1 応援隊の編成

- (1) 応援可能隊は、別表第2のとおりとする。

- (2) 応援可能資機材は、別表第3のとおりとする。

※参考資料 … 応援可能隊〔資料編12-2〕

応援可能資機材〔資料編12-3〕

2 指揮体制

- (1) 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、事後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。

- (2) 災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。

- (3) 緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については、指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

第5項 発災段階（受援市町等の対応）

1 応援要請の手続き

- (1) 発災市町等の長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。

応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第3号）を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の連絡事項	ア 災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
	イ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
	ウ 応援隊の活動内容
	エ 応援隊の到着希望日及び集結場所 等

- (2) 発災市町等の長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。

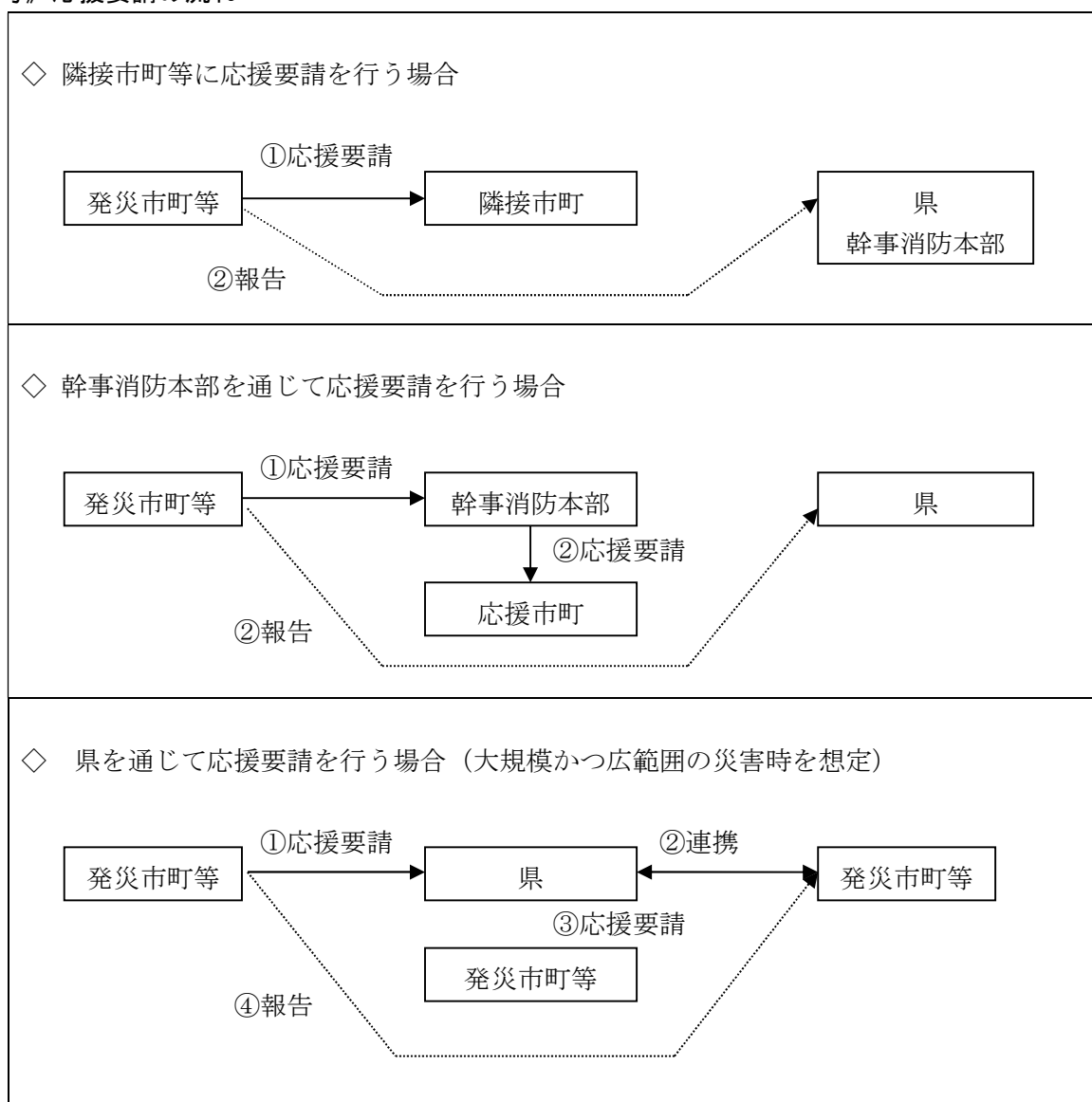
この場合、発災市町等の長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（様式1）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（様式2）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

2 要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接市町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》 応援要請の流れ



3 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

4 集結場所の選定等

集結場所は、原則として被災市町等の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。

5 応援の特例（覚知による応援）

発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 知事による応援の指示

知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（様式3）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

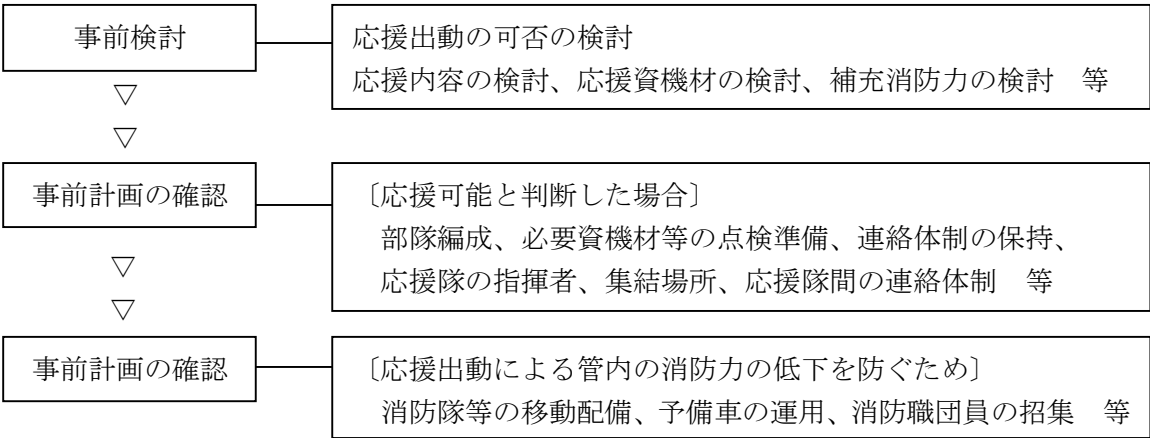
第6項 発災段階（応援市町等の対応）

1 事前検討

応援要請を受けた市町等は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。

【主な検討事項】



2 応援隊の派遣の可否

応援要請の連絡があり応援出動を決定した市町等の長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

第7項 応援出動

1 応援出動時の措置

応援隊を派遣する市町等の長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

応援出動時の報告事項	ア	応援隊の長の職氏名
	イ	応援隊の人員・車両・資機材
	ウ	集結場所への到着予定時間
	エ	出動経路 等

2 集結場所到着時の報告

応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。

3 現場到着時の報告

応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。
なお、災害の種別によっては、省略することができる。

報告事項	ア 応援隊の現場到着日時
	イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量

4 活動に係る指示事項

応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする。

確認事項	ア 災害の状況
	イ 活動方針
	ウ 活動地域及び任務
	エ 仕様無線系統
	オ 他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要
	カ その他必要な事項

5 応援の中断

応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。

なお、この場合、派遣を中断する旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 現場引き揚げ

指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

また、事後、応援隊活動結果書（実施細目別記様式第4号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

報告事項	ア 応援隊の活動概要
	イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無
	ウ 応援隊の現場引き揚げ日時

第8項 その他

1 応援の始期及び終期

- (1) 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。

2 経費の負担

- (1) 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。

なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

応援市町等が負担する経費	ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費 イ 応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費 ウ 応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費 エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受援市町等が負担する経費	ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費 イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費 ウ 応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（実施細目別記様式第6号）により受援市町等に対し請求するものとする。

3 各市町等における事前準備、教育訓練

- (1) 各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努めるものとする。
- (2) 各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努めるものとする。

第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画

第1項 総則

（目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

- 第2 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- 2 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

（連絡体制）

- 第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- 2 連絡方法は、原則として有線電話又はFAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

第2項 応援等の要請

（応援等要請の手続き）

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

（知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第5 山口県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山

口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

- (1) 災害の概況
 - (2) 出動が必要な区域や活動内容
 - (3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
 - 3 知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、山口県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
 - 4 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
 - 5 知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
 - 6 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町長等の連絡）

- 第6 被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- 2 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
 - 3 被災地の市町長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
 - 4 被災地の市町長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

- 第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。

- 2 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町に対して通知するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第8 被災地の市町長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発表された場合
- (3) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

- 2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3項 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が一の場合であっても警察、自衛隊、海上保安庁、DMA T等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、山口県庁舎2階山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 消防保安課の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 消防防災航空隊の職員

- 6 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、消防保安課長が専決するものとする。

- (1) 消防庁長官又は市町長への応援の要請等（法第44条第1項及び第3項関係）
- (2) 緊急消防援助隊に対する指示（法第44条の3第1項関係）

- 7 調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 8 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 9 調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 山口県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 10 山口県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- 11 調整本部は、受援の判断及び受援体制の整理のため様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。
- 12 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 14 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 15 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 16 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

(指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(進出拠点)

第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

(1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。

(2) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁で協議する。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に連絡するとともに、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行い、併せて活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(活動拠点ヘリベース)

第12 航空隊の活動拠点ヘリベースは、別表第5のとおりとする。

(宿営場所)

第13 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第6のうちから宿営場所の選定について、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4項 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

2 指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。

4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

（通信運用体制）

- 第15 山口県内の無線通信運用体制は、別表第7のとおりとする。
- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第8のとおりとする。

第5項 消防応援活動の調整等

（任務付与）

- 第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
- (1) 被害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 安全管理に関する体制
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 地理及び水利の状況
 - (7) 燃料補給場所
 - (8) その他活動上必要な事項

（関係機関との活動調整）

- 第17 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

（資機材の貸出し及び地図の配付）

- 第18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

（ヘリコプター離着陸場所）

- 第19 ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

（燃料補給場所）

- 第20 調整本部は、燃料の補給場所について、統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
 - 3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。
 - 4 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。

（燃料調達要請）

- 第21 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第12のとおりとする。

（重機派遣要請）

第22 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第13のとおりとする。

3 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

（物資等調達要請）

第23 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

（増隊要請）

第24 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

（部隊移動）

第25 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。

（長官の求め又は指示による部隊移動）

第26 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

3 知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により山口県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。

（知事による部隊移動）

第27 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。

5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。

6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

（部隊移動に係る連絡）

第28 調整本部は、部隊移動を行う場合は、山口県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（活動中止の判断）

第29 指揮者は、当該消防本部管内で活動する緊急消防援助隊に一体的に活動中止の判断基準を定めることが適当と判断した場合は、別紙1-1を参考に活動中止の判断基準を作成することができるものとする。

なお、指揮本部及び指揮支援本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

2 調整本部は、山口県内で活動する緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等においては、該当市町村の指揮者と別紙1-2により活動中止について調整するものとする。活動の再開についても同様とする。

なお、調整本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

第6項 応援等の引揚げの決定

（活動終了及び引揚げの決定）

第30 被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をFAXにより速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式4-1）

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7項 その他

（情報共有）

第31 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（災害時の体制整備）

第32 知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（都道府県の受援計画の変更）

第33 知事は、受援計画の変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。

2 知事は、受援計画の変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、山口県に対応す

る第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに山口県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して変更した旨を連絡するものとする。

（消防本部の受援計画の策定）

第34 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

（航空隊の受援計画）

第35 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に定めるものとする。

（地理情報）

第36 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

（都道府県の訓練）

第37 山口県は、原則年1回、山口県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

- 1 この計画は、平成26年2月21日から施行する。
- 2 山口県広域消防応援・受援基本計画（平成22年4月1日改訂）は廃止する。

附 則

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年1月6日から施行する。

第3節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

第1項 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、山口県大隊、山口県統合機動部隊、下関市消防局NBC災害即応部隊、山口県土砂・風水害機動支援部隊（以下「山口県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、下関市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2項 山口県大隊等の編成

(連絡体制等)

第3 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

(3) 県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線FAX（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線FAXによるものとする。なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

(山口県大隊等の編成)

第4 山口県の登録隊は、別表第4のとおりとする。

2 地震災害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

3 土砂・風水害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における山口県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。

5 山口県大隊を編成する期間は、発隊式から解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。

6 大隊は、都道府県単位とし、「山口県大隊」と呼称するものとする。

7 山口県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関と代表消防機関代行的の両消防機関から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行的の職員は山口県大隊副大隊長として大隊長を補佐するものとする。

8 統合機動部隊は、「山口県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

9 中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「例 下関中隊、山口県消火中隊」と呼称するものとする。なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長

が上席者を指定するものとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとする。

中隊名	中隊長を充てる消防本部名
消火中隊	柳井地区広域消防本部
救助中隊	周南市消防本部
救急中隊	宇部・山陽小野田消防局
後方支援中隊	下関市消防局
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部
特殊装備中隊	山口市消防本部

- 10 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「例 萩消火隊」と呼称するものとする。
なお、小隊長は、当該小隊の上席者をもって充てるものとする。
- 11 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。
- 12 ＮＢＣ災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 13 土砂・風水害機動支援部隊は、別表第9のとおり編成し、「山口県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

（指揮体制等）

- 第5 山口県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。
- 2 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式1のとおりとする。
- 3 山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 山口県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、山口県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 中隊長は、山口県大隊長又は部隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
- 8 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

第3項 山口県大隊等の出動

（地震時等の出動等に係る取決め）

- 第6 要請要綱別表Ａ－１、Ａ－２並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第10のとおりとする。

(山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

第7 別表第10に定める地震等が発生し、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備(迅速出動に伴う出動準備を含む。)を行う対象となっている場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 県は、各消防本部から事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊(別表第5)のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、地震等の発生後速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAXで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から山口県大隊又は山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊(別表第6又は別表第9)を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊(別表第6又は別表第9)を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAXで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

3 前2項の場合のほか、消防庁から山口県大隊(NBC災害における救急小隊を中心とした県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした県大隊等)の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAXで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

4 県は、消防庁から山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

(集結場所)

第8 集結場所は、別表第11のとおりにする。

(山口県大隊及び統合機動部隊の出動)

第9 県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により山口県大隊(又は統合機動部隊)の出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、

その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式 4）により各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

- 2 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 又は別表第 6 に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。
- 3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 山口県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部をおおむね 1 時間以内に出動するものとする。
 - (2) 第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね 2 時間 30 分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。
 - (3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね 3 時間 30 分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。
 - (4) 各消防本部は、出動小隊に原則として 72 時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。
- 4 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、山口県統合機動部隊及び山口県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

（その他の部隊の出動）

- 第 10 下関市長は、長官から要請要綱別記様式 3-1 により下関市消防局 N B C 災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後 30 分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 2 県知事は、長官から要請要綱別記様式 3-1 により山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊長と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式 4）により当該部隊を構成する小隊の属する各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、当該部隊長は、当該部隊を構成する小隊が集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

（国家的な非常災害における出動）

- 第 11 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数の報告を行うものとし、県は、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 長官から出動の指示があった場合には、第 9 第 1 項及び第 3 項に定める出動を行うほか、別表第 5 に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね 24 時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を

整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

（山口県大隊等の出動隊数の報告）

- 第12 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、県及び代表消防機関に対して派遣小隊連絡書（様式5）により出動隊数を報告するものとする。なお、出動小隊にも派遣小隊連絡書（様式5）の写しを携行させ、集結場所到着時、山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長に提出するものとする。
- 2 代表消防機関は、前項の派遣小隊連絡書（様式5）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（様式6）により県及び各消防本部に対して報告するものとする。
- 3 県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

（緊急消防援助隊の車両表示）

- 第13 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

（集結場所への集結完了）

- 第14 山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 中隊長は、山口県大隊等概要（様式7）により山口県大隊等の概要を確認するものとする。

（進出拠点への進出）

- 第15 山口県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「山口県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 3 山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
- (1) 被災地の被害概要
 - (2) 山口県大隊等の活動地域及び任務
 - (3) 山口県大隊等の進出拠点及び出動ルート
 - (4) 山口県大隊等の隊列
 - (5) その他必要な事項
- 4 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。

（高速自動車国道等の通行）

- 第16 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。
- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
 - (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第2「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
 - (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。

(4) 名刺を提出した場合、後日、県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第17 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第18 山口県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山口県大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第19 山口県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 山口県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

2 山口県大隊長等は、速やかに山口県大隊現場到着時の報告書（様式8）により後方支援本部に対して報告するものとする。

3 山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

4 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4項 現場活動

(山口県大隊本部の設置)

第20 山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置するものとする。

2 山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 山口県大隊長は、被害状況及び山口県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

（活動時における無線通信運用及び情報収集）

第21 活動時の無線通信運用体制は、別表第12のとおりとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

（各隊の保有資機材等）

第22 後方支援中隊の保有資機材は、別表第7のとおりとする。

- 2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第13のとおりとする。

（県大隊長への報告等）

第23 県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合事項（様式9）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。

- 2 各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書（様式10）により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。

（日報）

第24 山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5項 後方支援活動

（後方支援本部の設置）

第25 山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。
- 3 副本部長及び本部員は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- 4 代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。
- 5 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 6 後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 山口県大隊等の隊数及び人員数の集計
 - (4) 山口県大隊等の活動記録の集約
 - (5) 各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (6) 山口県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (7) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (8) 食糧（3日目以降）の手配に関する調整
 - (9) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (10) その他必要な事項
- 7 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- 8 前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

（後方支援中隊の任務等）

第26 後方支援中隊は、山口県大隊長又は部隊長の指揮の下、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項

2 後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

（相互協力）

第27 県及び各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第6項 活動終了

（山口県大隊等の引揚げ）

第28 山口県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 山口県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げのものとする。

- (1) 山口県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

（帰署（所）報告）

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県に対して速やかに報告するものとする。

2 県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7項 活動報告等

（活動結果報告）

第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

第8項 その他

（航空部隊の応援等）

第31 航空部隊（航空指揮支援隊を含む。）に係る応援等については、県が別に定めるものとする。

(事前準備)

第32 各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

附 則

1 この計画は、平成26年2月21日から施行する。

2 山口県広域消防応援・受援基本計画（平成22年4月1日改訂）は廃止する。

3 この計画は、平成29年4月1日から施行する。

4 この計画は、平成30年4月20日から施行する。

5 この計画は、令和3年6月10日から施行する。

第10章 ボランティア活動の支援

大規模災害時には、救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく市民の協力が必要となる。そこで、
(1) 平常時においては、災害時においてボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるようボランティアの育成、登録、支援体制の整備などに努める。

(2) 災害時においては、被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、救助実施機関との連携と受入体制の整備を図る。

※担当【全】地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

市防災計画においては、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加する者をボランティアという。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、概ね次のようなものとする。

区 分	活動内容
専門ボランティア	・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） ・福祉（手話通訳、介護等） ・無線（アマチュア無線士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） ・その他特殊な技術を要する者
一般ボランティア	・救援物資の整理、仕分け、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、配送 ・清掃、防疫 ・要配慮者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業

第3項 ボランティアの活動時期

この計画に基づくボランティアの活動は、原則として、市内において災害救助法の適用を受ける程度の大規模又は広域的な災害が発生した場合とする。

第2節 災害発生時の支援

第1項 専門ボランティアの支援

1 県の対応

県救助総務班（厚政課）及び関係各班は、被災市からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは県社会福祉協議会を通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

2 県社会福祉協議会の対応

県社会福祉協議会は、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、専門ボランティアに関係する各団体との連絡調整を行い、災害時に県災害救助部救助総務班が円滑に派遣できる体制の整備に努める。

3 市の対応

市は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施にあたり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災害対策本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

また、ボランティア活動保険加入の希望があれば、各種保険を紹介する。（加入費用は本人負担）

第2項 一般ボランティアの支援

1 県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、現地センターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの参加要請及び派遣
- (2) ボランティアセンター運営スタッフ等の募集及び派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
- (5) その他関係団体、NPO等、中間支援組織による救援活動の支援調整など

2 現地センターの設置

市社会福祉センター内又は被災地に近い社会福祉協議会支部内に、ボランティア活動の第一線の拠点となる現地センターを設置し、市災対本部及び県災害ボランティアセンターと連携を図りながら、ボランティアの活動支援を行う。

また、大規模かつ広域的な災害が発生し、現地センターが被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町ボランティアセンター・社会福祉協議会との現地センターの共同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

- (1) ボランティアの登録・派遣及びコーディネート
多数の場合は、ボランティアがボランティア登録事務を行う。
また、必要に応じてコーディネートする。
- (2) ボランティアの募集及び受付
- (3) ボランティア保険の紹介
ボランティア活動保険加入の希望があれば、各種保険を紹介する。（加入費用は本人負担）
- (4) 被災者のニーズの把握

市ボランティアセンターは、被災者のニーズの把握に努める。

(5) 活動拠点、宿泊所、食料、資機材等のあつせん

市は、活動拠点（市社会福祉センター）、宿泊所（避難所等）、食料（義援物資等）、その他の必要資機材を提供するよう努める。

(6) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の提示

- ① 介助（介護、送迎、通訳、点字、手話等）
- ② 家事援助（炊き出し、お風呂、清掃、洗濯、理容、買物等）
- ③ 友愛（子どもの遊び相手、カウンセリング、代筆、朗読、官公署への連絡）
- ④ 物資（義援物資の仕分け、輸送、配布等）
- ⑤ 総務（ボランティアの受付、登録事務、保険、広報等）

(7) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

(8) 活動証明書の発行

市ボランティアセンターは、活動終了後に必要な証明書の発行を行う。

3 その他の市町社会福祉協議会

被災地以外の市町社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び現地センターへ必要な支援を行う。

(1) 県内ボランティアの募集

(2) ボランティアセンター運営スタッフの派遣

(3) ボランティア

活動に必要な資機材等の調達・輸送等

4 市の対応

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、現地センターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

(1) 県、市災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整

(2) 被災地ニーズの把握

(3) 報道機関等への情報提供

(4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等

5 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

ボランティアや現地センターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資器材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連携体制の構築に努める。

また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

第3節 平常時からの備え

第1項 市民に対する普及・啓発

市は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

市は、県及び日赤山口県支部等関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 ボランティアセンター運営スタッフの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うボランティアセンター運営スタッフの役割が重要であり、市は、関係団体と連携してその養成を図る。

第4項 ボランティアの登録

市は、県ボランティアセンターの協力を得て、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第5項 ボランティア支援体制の整備・強化

次のことについて整備・強化を行う。

また、県に登録しているボランティアに対しては、市社会福祉協議会と協議のうえ、要請方法・連絡体制について事前確認を行い、災害時における円滑な要請ができるようにしておく。

- (1) 受入窓口の体制の強化を図るため、その支援に努める。
- (2) ボランティアの活動内容について整理する。
- (3) 拠点場所・設備の整備、宿泊施設の確保（近隣市町との連携も考慮）を検討する。
- (4) 事故に対する補償（ボランティア保険の紹介）について検討する。
- (5) 活動にともなう食事（弁当・自炊材料）、材料費等の負担について、県と連携のもとに検討する。
- (6) 活動証明書の発行体制について検討する。

第 1 1 章 災害救助法の適用

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市は応急的かつ一時的な救助対策を実施することになる。

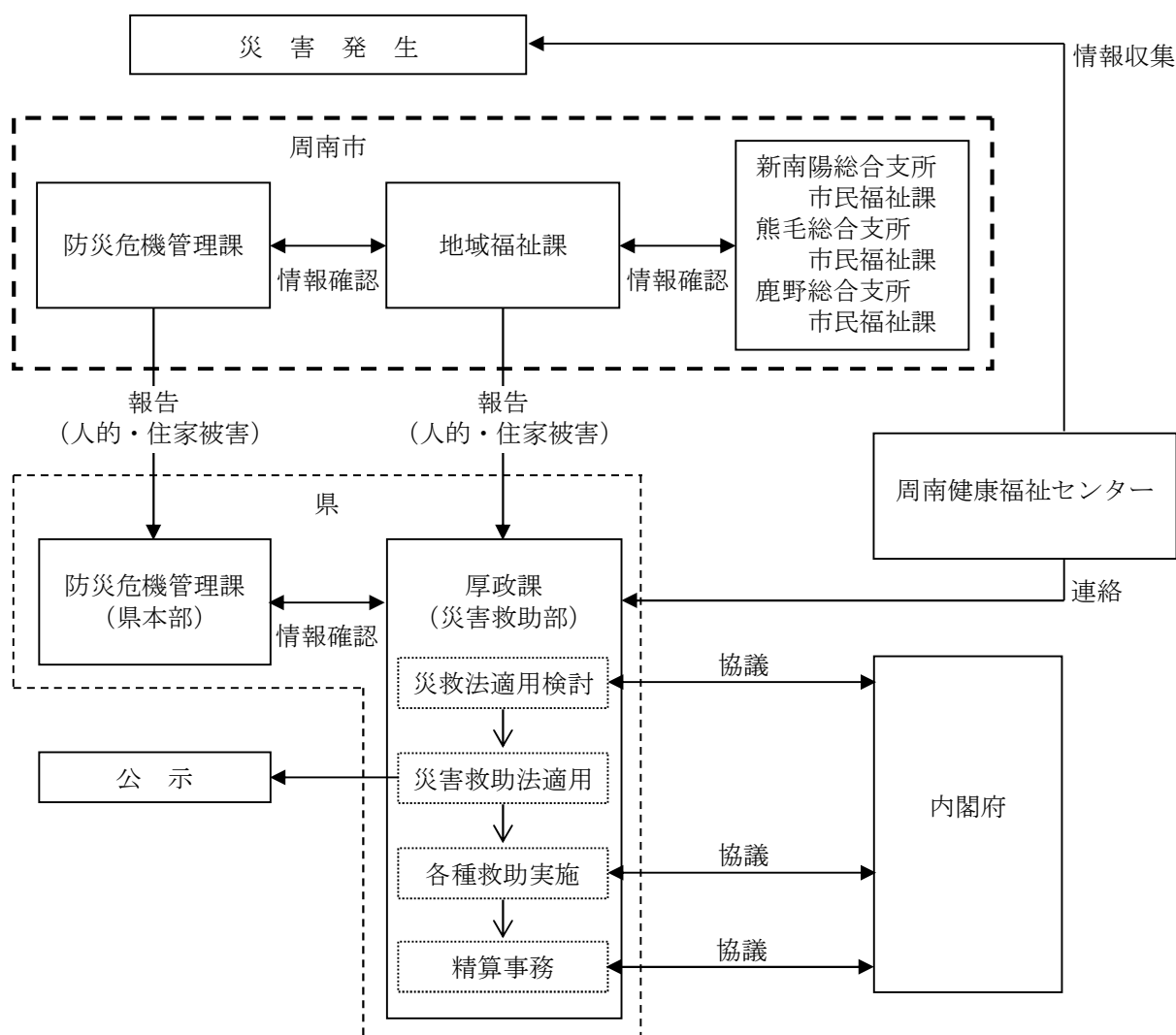
この救助対策を迅速かつ確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、市としてもこの適用を検討するとともに、適用を受けた場合には、各応急対策の中でそれぞれ実施していく。

第 1 節 災害救助法の適用

市の地域に災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第 2 条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施する。

第 1 項 災害救助法による救助の実施

1 災害救助法事務処理系統図



2 実施機関

- (1) 知事は、県の法定受託事務として救助の実施にあたる。
- (2) 市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。

(4) 委任の範囲及び市の実施区分は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関	実施班（課）	県担当部局
1 避難所の設置	市	【全】救助班（地域福祉課） 【新】【熊】【鹿】市民生活・救助班（市民福祉課）	健康福祉部
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県 市	[県] 住宅班（住宅課） 【全】住宅班（住宅課） 【熊】【鹿】産業土木班（産業土木課）	健康福祉部 土木建築部
3 炊き出しその他による食品の給与	市	【全】輸送食糧班（課税課、収納課） 【新】【熊】【鹿】市民生活・救助班（市民福祉課）	健康福祉部 農林水産部
4 飲料水の供給	市	【全】上下水道対策部（上下水道局） 【熊】【鹿】産業土木班（産業土木課）	環境生活部
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市	【全】救助班（生活支援課） 【新】【熊】【鹿】市民生活・救助班（市民福祉課）	健康福祉部 商工労働部
6 医療及び助産	県 (市は協力)	[県] 医務班（医療政策課・医務保険課） 【全】救護班（健康づくり推進課、あんしん子育て推進課）	健康福祉部
7 被災者の救出	市 県	【全】警防部（消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）） [県] 警察	健康福祉部 警察本部
8 被災した住宅の応急修理	市	【全】住宅班（住宅課） 【熊】【鹿】産業土木班（産業土木課）	土木建築部
9 生業に必要な資金の貸与	県		
10 学用品の給与	市 県	【全】学校教育班（学校教育課、学校給食課）	教育庁
11 埋葬	市	【全】環境政策班（環境政策課） 【新】【熊】【鹿】市民生活・救助班（市民福祉課）	健康福祉部 環境生活部
12 行方不明者の搜索	市 県	【全】救助班（地域福祉課） 【新】【熊】【鹿】市民生活・救助班（市民福祉課） [県] 警察	健康福祉部 警察本部
13 遺体対策	市 県	【全】環境政策班（環境政策課） 【新】【熊】【鹿】市民生活・救助班（市民福祉課） [県] 警察	健康福祉部 環境生活部 警察本部
14 障害物（土石、竹木等）の除去	市 県	【全】土木港湾班（道路課、河川港湾課） 【熊】【鹿】産業土木班（産業土木課）	健康福祉部

(5) 実施区分については、各種の救助を迅速に実施するため、通常市が処理すべき業務の範囲の基準を、救助法第 30 条に基づき委任することとして、「市町長に対する事務の委任に関する規則」により県があらかじめ定めたものである。

(6) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、直ち

にその内容を詳細に知事に報告する。

3 適用基準

市及び県は、次の(1)～(5)の基準に基づき、救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項「適用手続き」に示す手続きを行う。

- (1) 当該市町の区域内の人口に応じて次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること
本市の場合、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること

＜住家滅失世帯基準数＞

市町の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- (2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、本市の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の1/2以上に達したとき
(3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が7,000世帯以上であって、本市の被害世帯数が多数である場合
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

備考

(3)～(5)の被害程度の「多数」については、適用基準にかかわらず、被害の態様、四囲の状況に応じて、市の救護活動が困難であるかどうかの被害程度によって判断する。

適用基準の算定方法（単位：世帯）

$$\text{適用基準} = (\text{全壊・全焼・流失等}) + \left\{ (\text{半壊・半焼等}) \times \frac{1}{2} \right\} + \left\{ (\text{床上浸水・土砂の堆積等}) \times \frac{1}{3} \right\}$$

※参考資料 … 被害程度の認定基準〔資料編5-3〕

第2項 適用手続き

※担当【全】地域福祉課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

1 適用手続きに係る処理事項

市長は、市内の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。

なお、適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行う。

- (1) 報告内容 … 被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害
(2) 報告系統 … 第1項「1 災害救助法事務処理系統図」による。
(3) 報告主任の設置

※参考資料 … 被害状況報告様式（市町→県）〔資料編5-1〕

2 適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができる。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施にあたって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

※参考資料 … 災害救助法による救助の程度、方法及び期間〔資料編 7-1〕

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

実施内容	地域防災計画該当箇所
救助の総括	本章「災害救助法の適用」
被害状況等の調査・報告	本章及び 第3編第2章第3節「災害情報の収集・伝達」
避難所の設置	第3編第5章第2節「避難所の設置運営」
応急仮設住宅の供与	第5編第3章第1節「応急仮設住宅の供与」
被災住宅の応急修理	第5編第3章第2節「被災住宅の応急修理」
炊き出しその他による食品の給与	第4編第4章第1節「食料の供給」
飲料水の給与	第4編第4章第2節「飲料水の供給」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第4編第4章第3節「生活必需品等の供給」
学用品の給与	第5編第4章第1節「文教対策」
医療及び助産	第4編第1章第2節「医療等活動」
災害にかかった者の救出	第4編第1章第1節「救助・救急活動」
遺体の搜索、遺体対策、埋葬	第4編第3章第2節「遺体対策」
障害物の除去	第4編第3章第3節第3項「障害物の除去」
輸送車両の確保	第4編第5章第3節「輸送車両等の確保」
賃金職員等の雇い上げ	本章第2節「賃金職員等の雇い上げ」

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するにあたり、特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第7条）

(2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第8条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

知事は、次の場合において、施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、特定業者に保管

命令を発し、又は救助に必要な物資を収用することができる。(救助法第9条第1項)

① 救助を行うため、特に必要があると認めるとき

② 救助法第14条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため、必要があると認められるとき

なお、物資の保管命令、物資の収用、施設の管理または土地もしくは物資を使用する場合には、その物資、施設、土地または家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行う。

ア 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限

イ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり、土地、家屋物資を物的に利用する権限

ウ 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

エ 収用

災害時に、必要物資を多量に買いだめ、売り惜しみしているような場合、その物資を収用する権限

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。(救助法第9号第2項)

第6項 市長の事務

1 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

(1) 市長は、救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存する。

(2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

※担当【全】各担当課

2 被災者台帳の作成

市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成する。

※担当【全】防災危機管理課、本部各班

【本】各支所、各避難所施設管理者

【新】【熊】【鹿】地域政策課、市民福祉課、各避難所施設管理者

3 罹災証明書及び被災証明願の発行

市長は、救助の実施のため必要があるとき、又は罹災者からの要求があったときは、「罹災証明書」を遅滞なく発行する。

(1) 罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき発行する。

(2) 罹災証明書の発行対象とならないものについては、被災証明願を発行する。

罹災証明書

被災証明願

※担当【本】課税課

※担当【本】防災危機管理課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

【新】【熊】【鹿】地域政策課

※参考資料 …周南市罹災証明事務取扱要領〔資料編 7-10〕

周南市被災証明願事務取扱要領〔資料編 7-11〕

第2節 賃金職員等の雇い上げ

大規模災害時には、市の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員の雇い上げができることになっている。

※担当【全】関係部課所

第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、それぞれの応急対策を実施する部において、関係部課及び関係機関と調整の上、実施する。

第2項 雇い上げ

1 方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。
- (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合、当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応する。

2 給与の支給

雇い上げ賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、市内における通常の実費を支給する。

3 救助法による賃金職員の雇い上げ

(1) 賃金職員雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、市長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員を雇い上げる。

対象業務	内 容
被災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市長が雇い上げる賃金職員
医療及び助産における移送	(ア) 医療救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員 (イ) 医療救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員 (ウ) 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の搬送のための賃金職員
被災者の救出	(ア) 被災者救出行為そのものに必要な賃金職員 (イ) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員
飲料水の供給	(ア) 飲料水そのものを供給するための賃金職員 (イ) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬操作等に要する賃金職員 (ウ) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	(ア) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員 (イ) 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員

遺体の搜索	(7) 遺体の搜索行為自体に必要な労務者ための賃金職員 (イ) 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員
遺体対策 (埋葬は除く)	(7) 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員 (イ) 遺体を安置所等まで搬送するための賃金職員
特例（特別基準）	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員の雇い上げをすることができる。 (7) 埋葬のための賃金職員 (イ) 炊き出しのための賃金職員 (ウ) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員

- (2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難しいときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。
- (3) 賃金の限度は、市内における通常の実費とする。